

**山口市**  
**子ども・子育て支援事業計画**  
**(案)**

平成27年3月  
岐阜県山口市

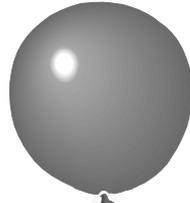


# 目次

---

<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b> .....	3
1	計画策定の趣旨.....	3
2	子ども・子育て関連3法とは.....	4
3	新制度の主なポイント.....	4
4	上位計画と関連法案との関係.....	5
5	計画期間.....	5
6	計画の策定体制.....	6
<b>第2章</b>	<b>子ども・子育て支援の現状</b> .....	9
1	本市における人口と子ども人口の状況.....	9
2	子育て家庭の状況.....	12
3	就労状況.....	15
4	子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	19
5	地域の子育て支援事業について.....	22
6	育児休業制度の利用状況.....	29
7	本市の子ども・子育て支援の現状のまとめ.....	30
8	次世代育成支援行動計画後期計画の評価.....	34
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	43
1	計画の基本方針.....	43
2	基本的視点.....	43
3	計画の性格.....	44
4	計画の構成.....	45
<b>第4章</b>	<b>子ども・子育て支援の施策展開</b> .....	49
1	教育・保育の提供区域.....	49
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	50
4	教育・保育事業.....	53
5	相談支援.....	57
6	訪問系事業.....	58
7	通所系事業.....	60
8	その他事業.....	65

<b>第5章</b>	<b>その他関連施策の展開</b>	71
1	幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保	71
2	産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保	71
3	要保護児童へのきめ細やかな対応	72
4	労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する 施策との連携	73
<b>第6章</b>	<b>計画の推進体制</b>	77
1	計画の推進	77
2	関連機関や民間企業との連携	77
3	計画の進行管理及び計画の点検・評価	77
<b>資料編</b>		81
1	山口市次世代育成支援行動計画からの継承施策一覧	81
2	子ども・子育て会議	89



# 第1章



## 計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生き育てることに対する意識等の変化をもたらしています。子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生き育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

新制度は平成27年度から開始されることから、新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されています。

山口市（以下、本市。）においては、平成17年3月に「山口市次世代育成支援行動計画やまがたっ子すくすくプラン（前期計画）」また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画を策定し、家庭や地域、事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。





## 2 子ども・子育て関連3法とは

「子ども・子育て関連3法」とは、次の3つの法律を指します。

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### 【3法の趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、子育て支援を総合的に推進

### 【主なポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

## 3 新制度の主なポイント

### （1）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

親の就労状況にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることができるなど、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」について、制度の改善、普及を進めるとされています。具体的には、幼保連携型認定こども園では、複雑だった設置手続きを簡素化し、認可・指導監督・財政支援等が一本化されます。

### （2）保育の量的拡大・確保

都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在しているため、市町村による計画的な施設整備、認可制度の改善や、小規模保育等の多様な保育の充実により、質を保ちながら保育の量的な拡大を図るとされています。

### （3）地域の子ども・子育て支援の充実

核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているため、すべての家庭を対象に親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実するとされています。

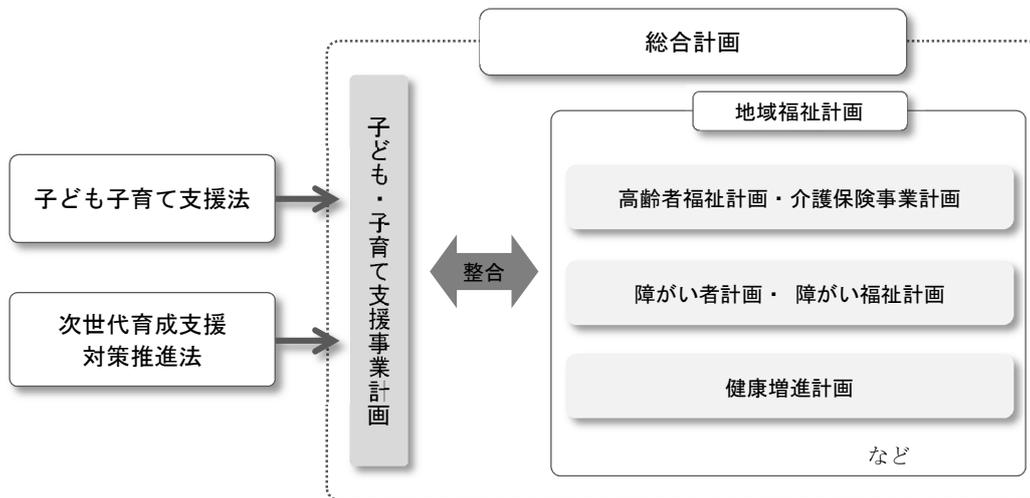




## 4 上位計画と関連法案との関係

本計画を策定するにあたり、総合計画をはじめ、関連法案との整合性を図り、また、国・県との調和を保つよう取り計らいました。

【上位計画、関連法案との関係】



## 5 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とし、平成26年度に策定しました。

【計画期間】

平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度





## 6 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、庁内の関係部署及び県や近隣市町村と協議・調整を行いながら相互に連携を図りました。また、「山県市子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者に計画に対する意見を求めるとともに、ニーズ調査やパブリックコメントを通して得られた子育てに関わっている住民や、それを支援している関係者の意見を考察し、計画に反映しました。

### ■ニーズ調査の概要・実施状況

本市の子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得るため、住民ニーズの動向分析等を行い、現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。

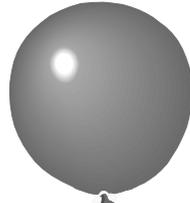
【調査票の種類と調査の実施方法等】

項目	就学前児童用調査票	小学生用調査票
調査対象者	就学前児童を持つ保護者	小学生を持つ保護者
標本数	870 件	779 件
調査方法	調査対象者全員に調査を実施	
配布・回収方法	保育園を通じた配布・回収と、一部郵送による配布・回収	小学校を通じた配布・回収
調査時期	平成 25 年 11 月 27 日～平成 25 年 12 月 6 日	

【調査票の配布・回収状況】

調査対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童を持つ保護者	870 件	598 件	68.7%
小学生を持つ保護者	779 件	683 件 (うち無効 3 件)	87.7%





## 第2章



# 子ども・子育て支援の現状





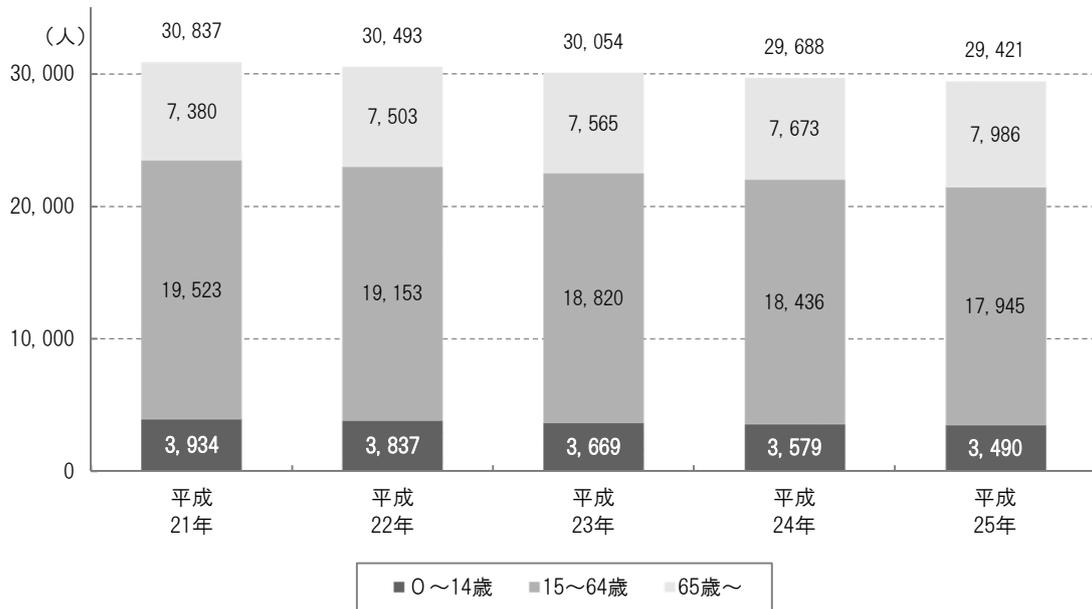
## 第2章 子ども・子育て支援の現状

### 1 本市における人口と子ども人口の状況

#### (1) 人口と子ども人口の推移

本市の人口推移を3階級別人口で見ると、平成21年以降**高齢者**人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

【3階級別人口の推移】

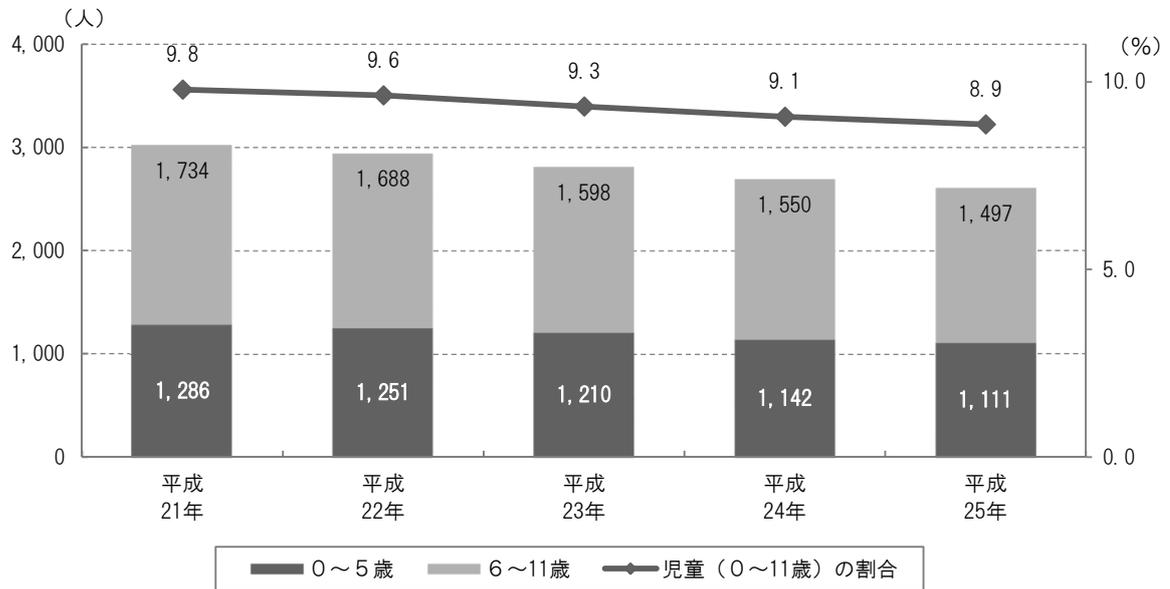


資料：住民基本台帳



就学前児童（0歳～5歳）及び小学生（6～11歳）もまた、平成21年以降減少しています。また、総人口に占める割合も徐々に低下しています。

【子ども人口の推移と総人口に占める割合】

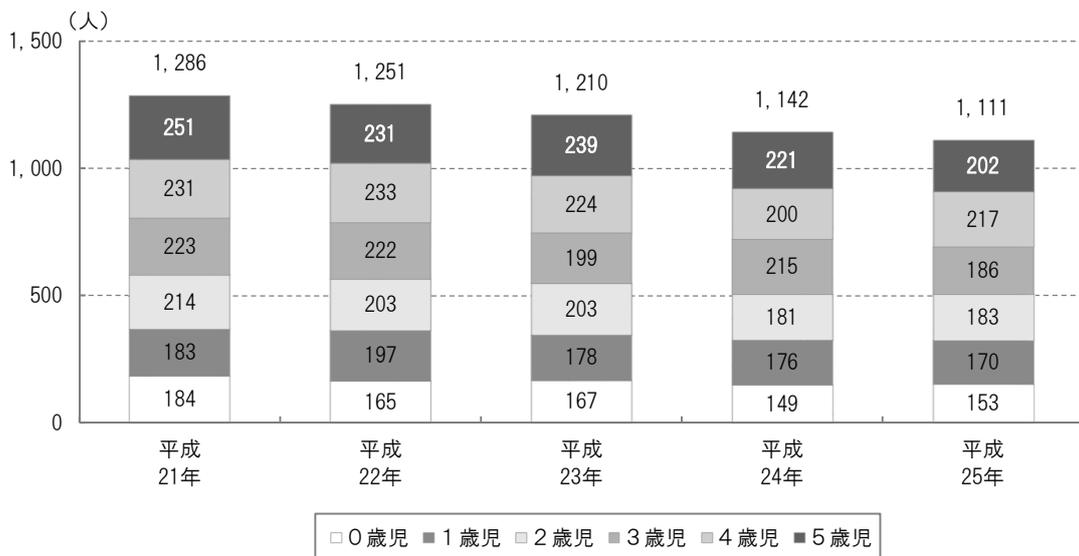


※児童（0～11歳）の割合とは、総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳

就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成21年から平成25年には増減を繰り返している状態となっています。

【0～5歳児の人口推移】



資料：住民基本台帳

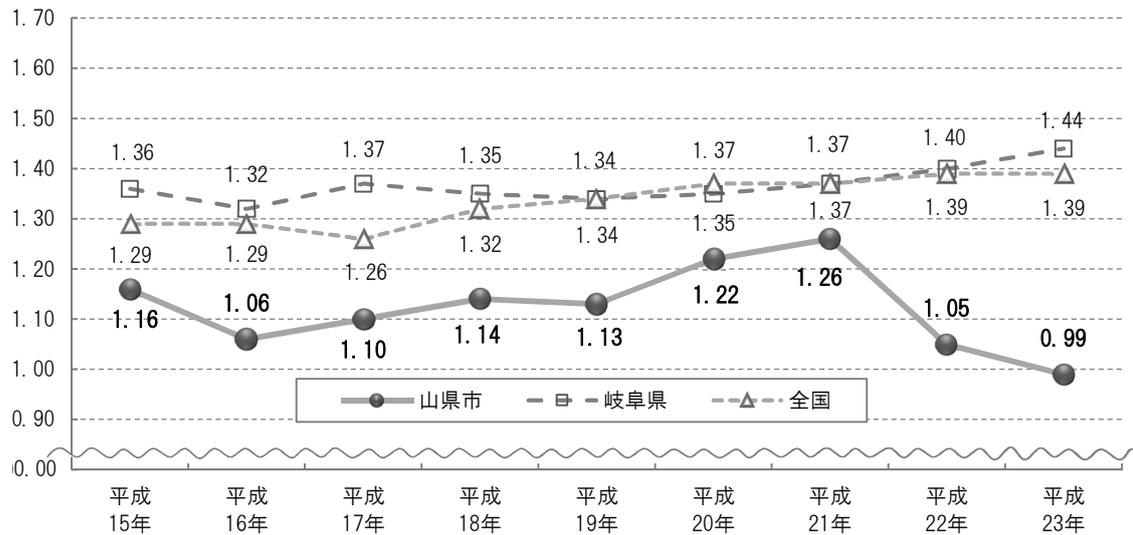




## (2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成16年から平成21年にかけて増加傾向となっていました。平成22年以降減少し、平成23年には0.99と低い水準となっています。また、平成15年から平成23年のいずれも全国・県を下回って推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：山口市資料

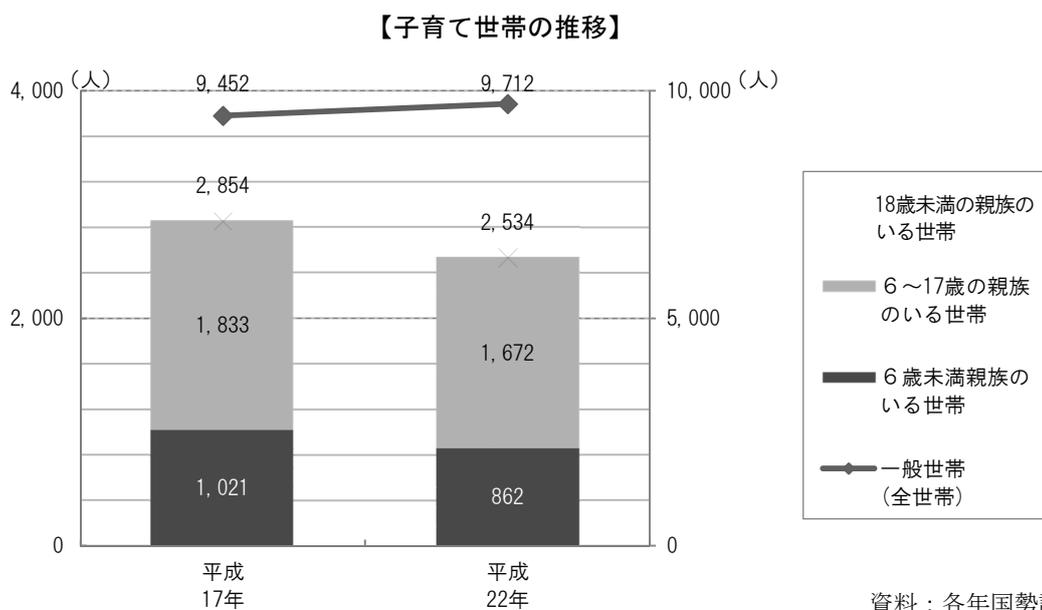
合計特殊出生率…人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に子どもを産むとしたときの子どもの数に相当する。



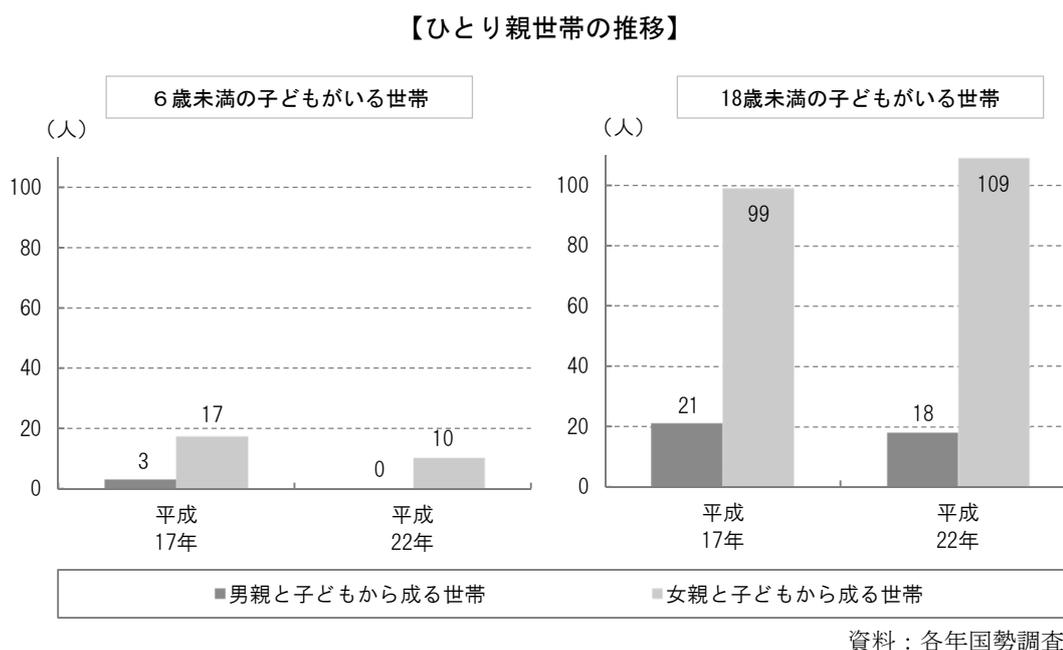
## 2 子育て家庭の状況

### (1) 子育て世帯の推移

平成17年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯の世帯数は増加していますが、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。



また、ひとり親世帯の推移をみると、女親と子どもから成る世帯全体（18歳未満の子どもがいる世帯）は増加しており、女親と子どもから成る世帯は男親と子どもから成る世帯を大きく上回っています。

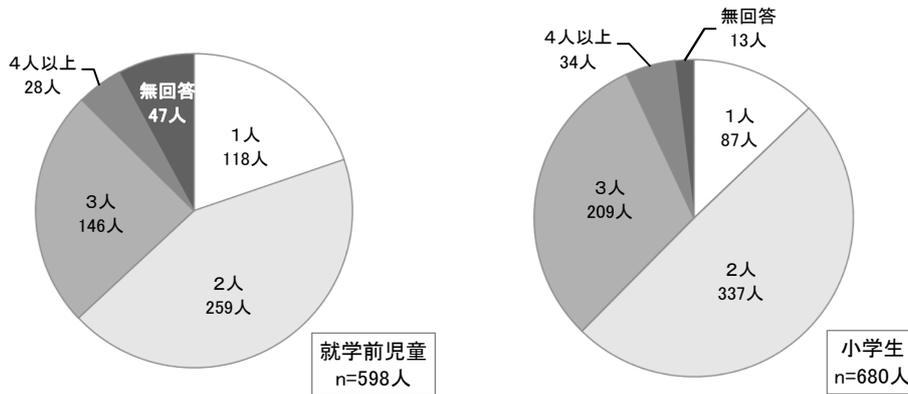




(2) 子育て世帯の子ども人数と日常的に子育てに関わっている方(施設含む)

子ども・子育て支援に関する調査結果をみると、**子育て世帯**の子ども的人数は、就学前児童、小学生ともに「2人」が最も多く、次いで「3人」「1人」の順となっています。

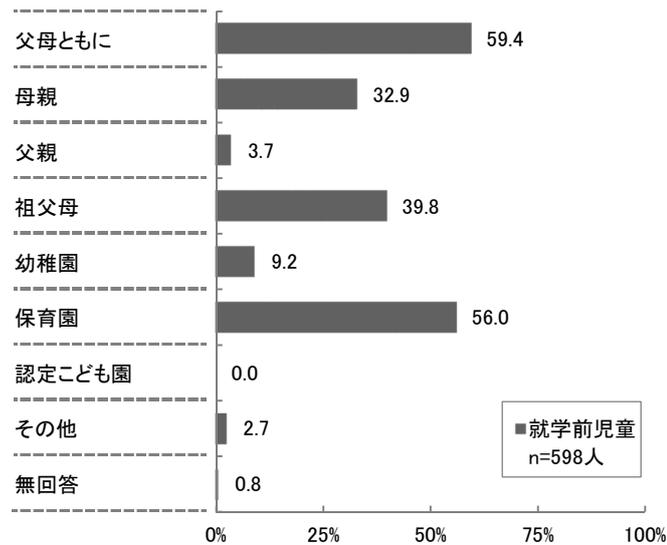
【子育て世帯の子ども人数】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方(施設含む)は、「**父母ともに**」(59.4%)が最も多く、次いで「**保育園**」(56.0%)、「**祖父母**」(39.8%)、「**母親**」(32.9%)の順となっています。

【日常的に子育てに関わっている方】



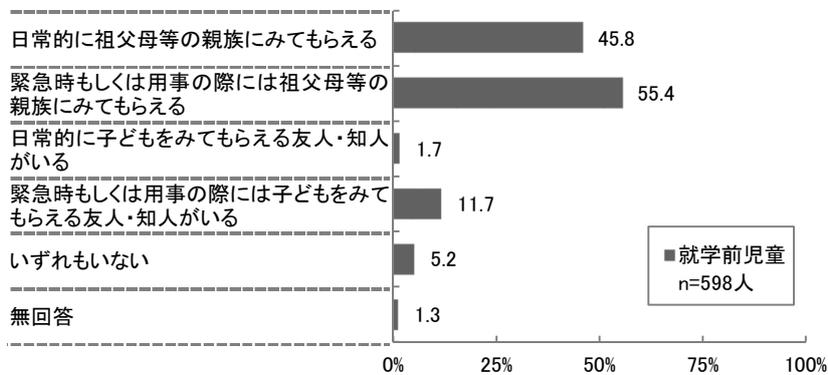
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



### (3) 親族等協力者の状況

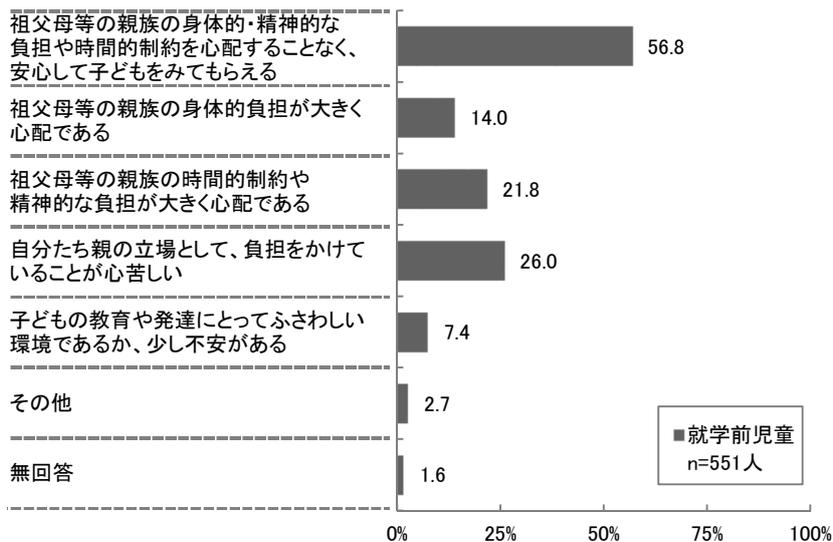
就学前児童について、**子どもをみてもらえる親族・知人の有無**では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(55.4%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(45.8%)となっています。その一方で、育児するうえで孤立状態**になりやすい**「(親族等協力者は) いずれもない」方は5.2%となっています。親族に子どもをみてもらっていると回答した人のうち、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」方は56.8%となっています。

【子どもをみてもらえる親族・知人】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【親族に子どもをみてもらっている状況】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



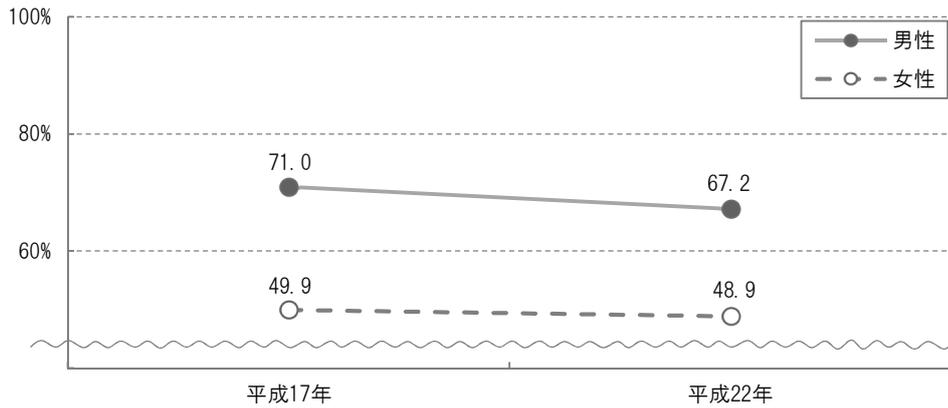


### 3 就労状況

#### (1) 本市の就業率

本市の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばいの状況となっています。

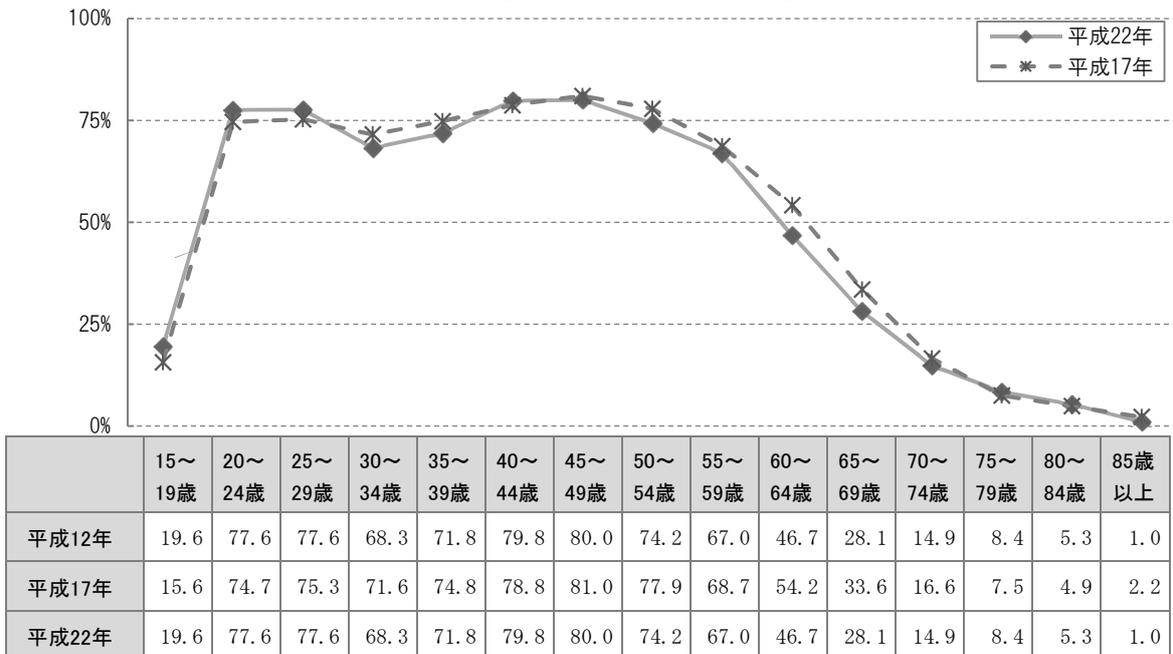
【男女別就業率の推移】



資料：各年国勢調査

女性の年齢別労働力率は、子どもの育児（子育て）期間と思われる30～34歳で労働力率は低下し、子どもの育児（子育て）期間が落ち着く頃であると思われる40歳以降から労働力率は上昇しています。

【女性の年齢別労働力率】



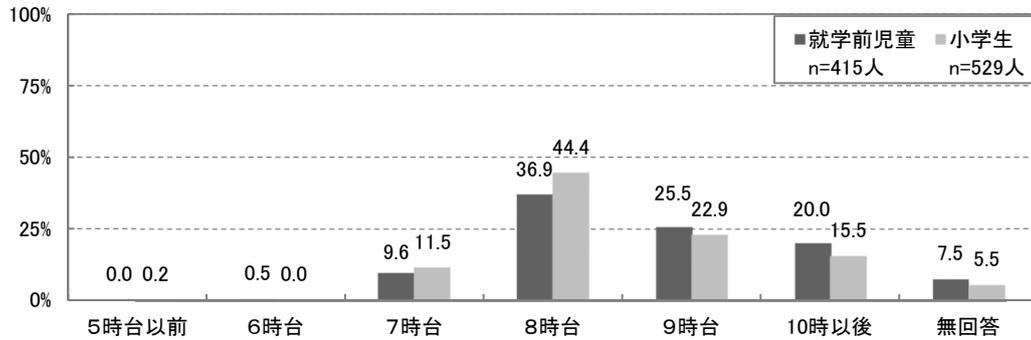
資料：各年国勢調査





就労している母親の出勤時間をみると、就学前児童、小学生ともに「8時台」が最も多くなっています。

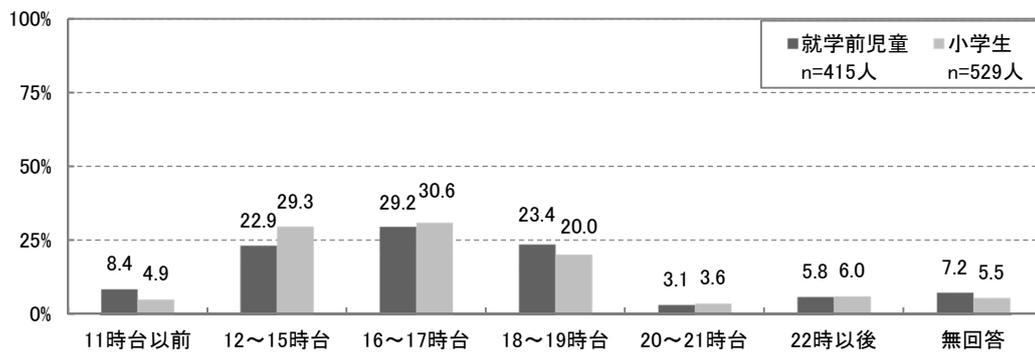
【母親の出勤時間】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

就労している母親の帰宅時間をみると、就学前児童、小学生ともに「16～17時台」が最も多く、ほとんどの母親は19時台までに帰宅しているようです。

【母親の帰宅時間】



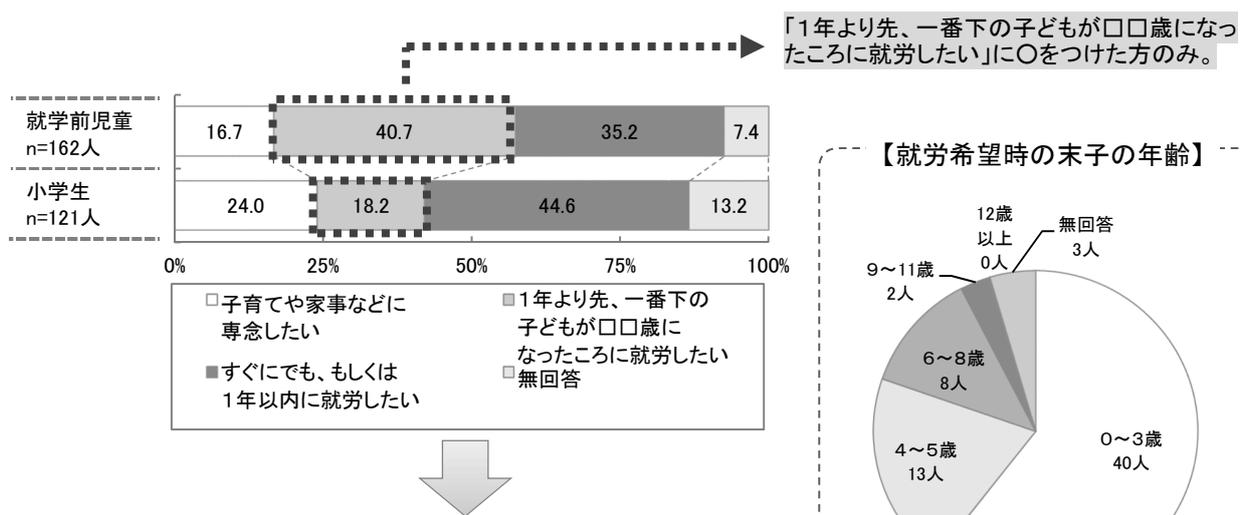
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果





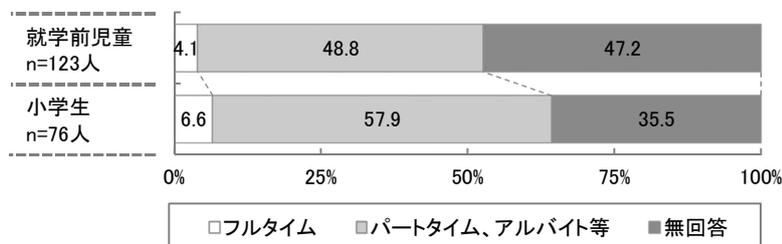
現在、就労していない母親の今後の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると就学前児童が75.9%、小学生が62.8%となっています。希望する就労形態では、「パートタイム、アルバイト等」が就学前児童、小学生ともに多くなっています。

### 【就労していない母親の今後の就労希望】

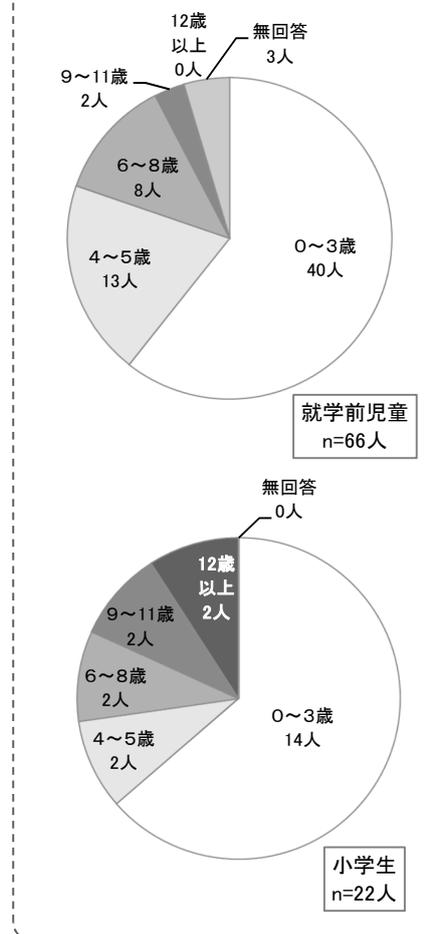


「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」に○をつけた方のみ。

### 【母親の希望する就労形態】



### 【就労希望時の末子の年齢】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果





## 4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

### (1) 子育て支援事業の提供体制

本市の子育て支援事業の提供体制は、平成26年時点で下表のとおりとなっています。

【子育て支援事業の提供体制（平成26年度）】

#### 1 保育所入所状況（平成26年度）

運営形態	施設類型	施設数(箇所)	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
公立	保育所	8	770	592	76.9
私立	保育所	0	0	5	—
合計		8	770	597	77.5

#### 2 幼稚園入所状況（平成26年度）

運営形態	施設類型	施設数(箇所)	定員数(人)	入所数(人)	入所率(%)
公立	幼稚園	0	0	0	—
私立	幼稚園	1	320	327	102.2
合計		1	320	327	102.2

#### 3 地域子ども・子育て支援事業

量の見込みに関する項目	関連する事業名及び施設名または箇所数
時間外保育事業	早朝保育（7：30～8：30） 長時間保育（16：30～18：30） 延長保育（18：30～19：00） 市内公立保育園 8箇所
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ 高富児童館、子どもげんきはうす、各地区公民館、自治会集会所
子育て短期支援事業（ショートステイ）	短期入所生活援助（ショートステイ）事業 契約先：若松学園
地域子育て支援拠点事業	おやこY Y広場（委託事業：山県楽しいプロジェクト） 子どもげんきはうす（子育て支援センター）
一時預かり他	一時保育（1か月14日以内、8：30～16：30） 市内公立保育所 8箇所
病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）	病児病後児保育事業 市内に施設無し。市外の病院に委託（下記のとおり） ・福富医院病児保育園「すずらん」 ・河村病院病児保育園「クララ」 ・小牧内科クリニック病児保育園「ピノキオ」 ・山田病院病児保育園「ミッキー」 ・矢嶋小児科小児循環器クリニック病児病後児施設「うりぼう」 ・中濃厚生病院病児・病後児保育室「はもみん」 ・美濃病院病児保育室 ・東海中央病院病児保育園「こあら」
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）	概ね1歳から小学校6年生までが対象であるが、実績のほとんどが未就学児童である。

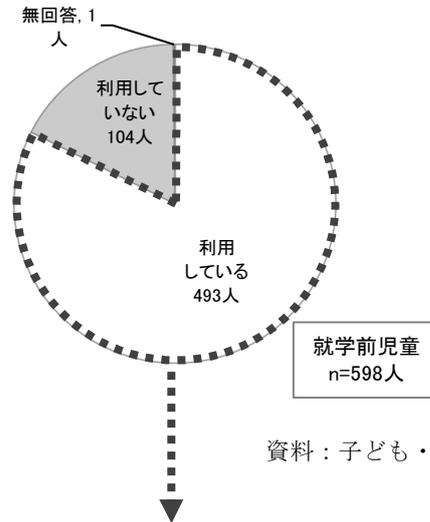
資料：福祉課調べ



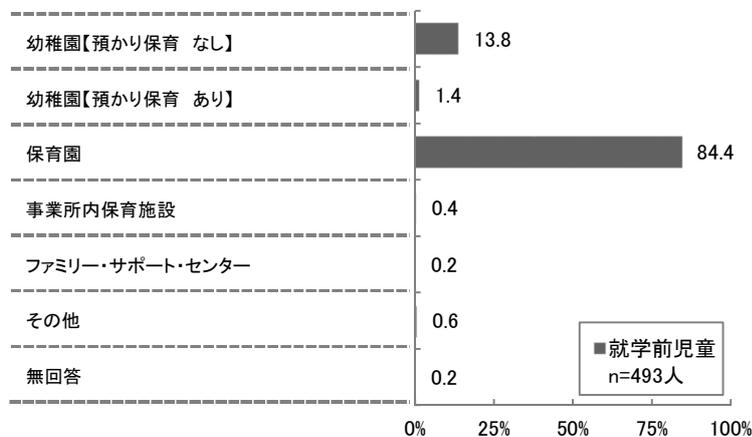
## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業について、「利用している」が493人(82.4%)となっています。また、利用している事業では「保育園」(84.4%)が最も多くなっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



【平日利用している教育・保育事業】

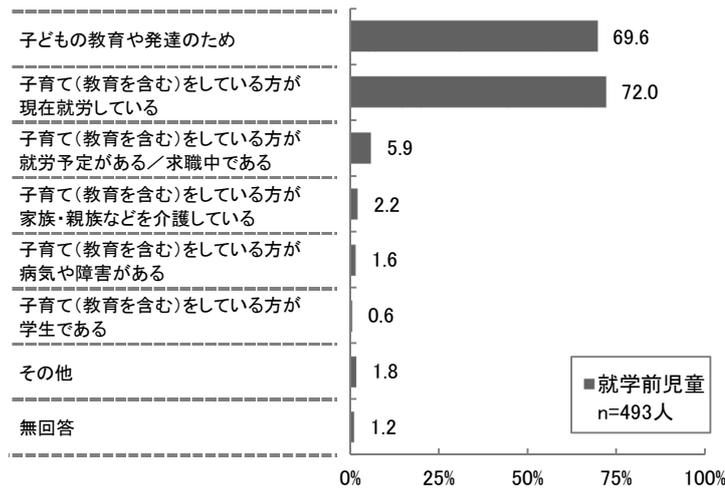




### (3) 定期的な教育・保育の利用理由と未利用の理由

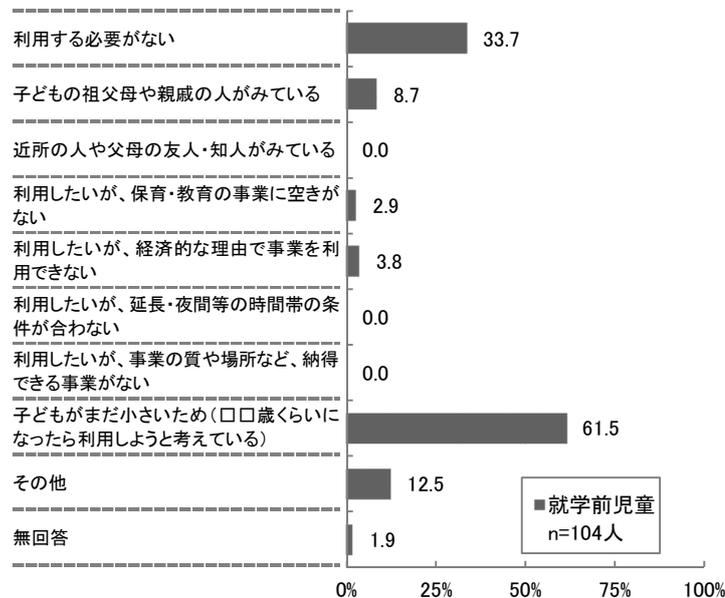
就学前児童が、定期的な教育・保育事業を利用している理由は「子どもの教育や発達のため」「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」がそれぞれ7割前後となっています。利用していない理由は「子どもがまだ小さいため」(61.5%)が最も多くなっています。

【定期的な教育・保育事業を利用する理由】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【定期的な教育・保育事業を利用しない理由】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

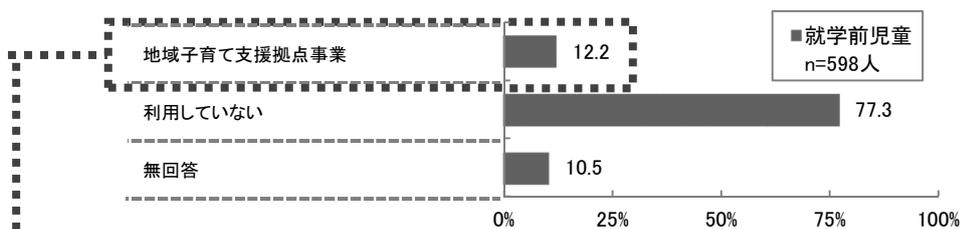


## 5 地域の子育て支援事業について

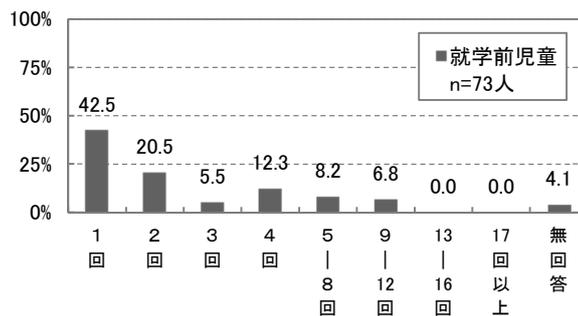
### (1) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

就学前児童について、地域子育て支援拠点事業を利用していない方が 77.3%、利用している方は 12.2%と少ない状況です。利用している方の1ヶ月当たりの回数では、「1回」が最も多くなっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



【地域子育て支援拠点事業1ヶ月当たり回数※】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

※1ヶ月当たりの回数を記載しています。

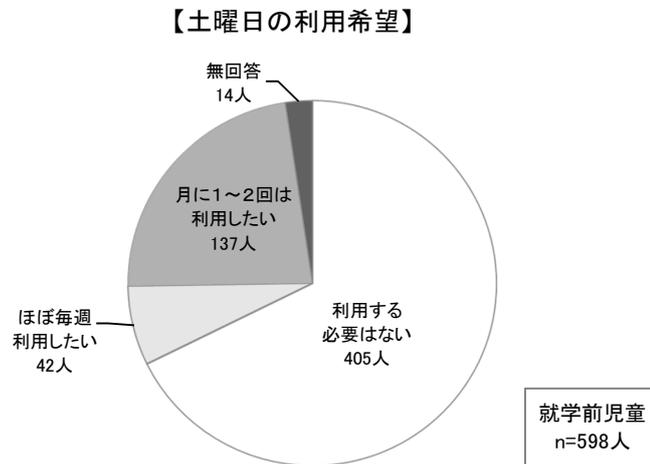
1週当たり回数に回答した方の場合、1ヶ月を4週として計算した回数を記載しています。



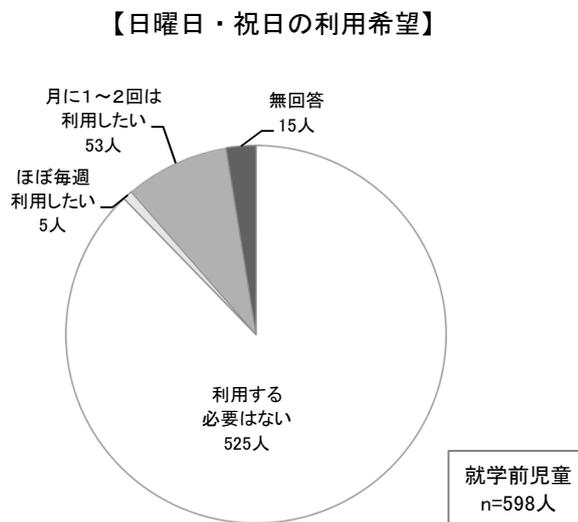


## (2) 休日の教育・保育事業の利用意向

就学前児童で休日の教育・保育事業を「利用する必要はない」と回答した方が、土曜日 405人 (67.7%)、日曜日・祝日 525人 (87.8%) となっています。「月に1～2回は利用したい」が、土曜日は 137人 (22.9%)、日曜日・祝日は 53人 (8.9%) となっています。



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



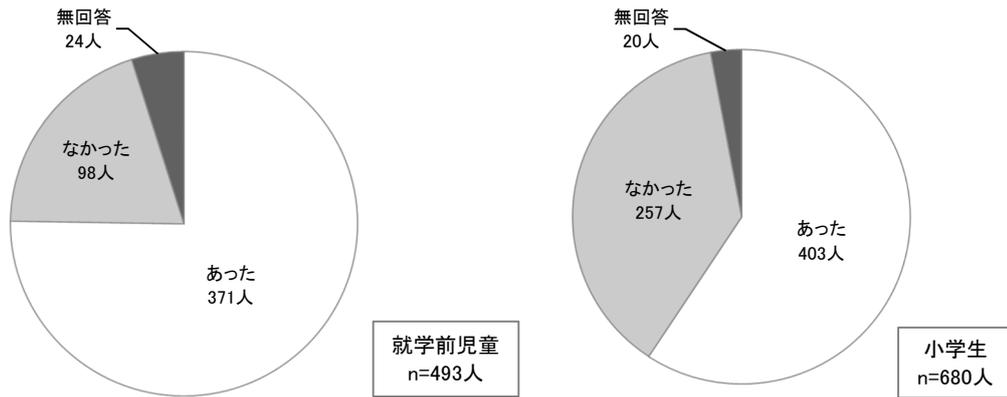
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



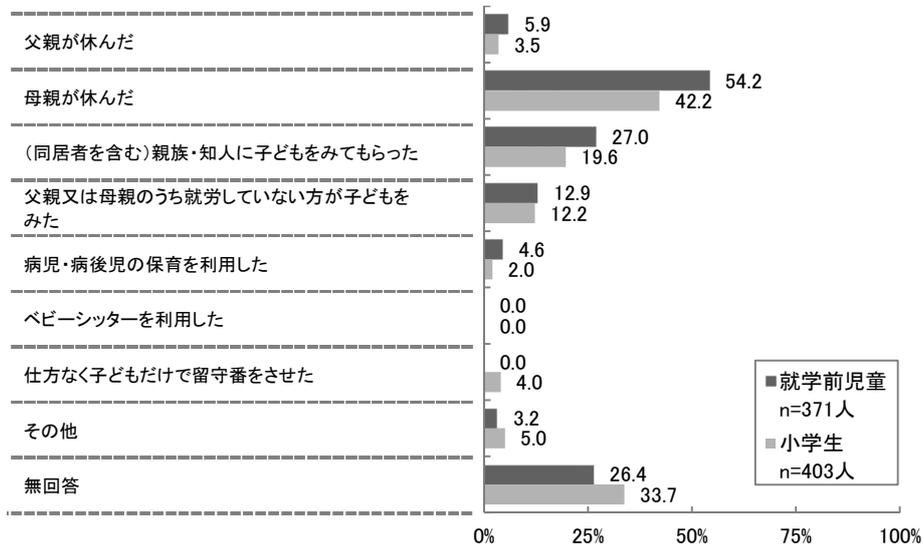
### (3) 病気の際の対応

平日、定期的な教育・保育の事業を利用していると回答された方のうち、「病気やケガで、通常の事業が利用できなかった」方は 371 人 (75.3%)、「小学校へ行けなかった」方は、403 人 (59.3%) で、その時の対処方法として「母親が休んだ」が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

【病気やケガにより、通常の事業が利用できなかったり、小学校へ行けなかったこと】



【病気やケガにより、通常の事業が利用できなかったり、小学校へ行けなかった場合の対処方法】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

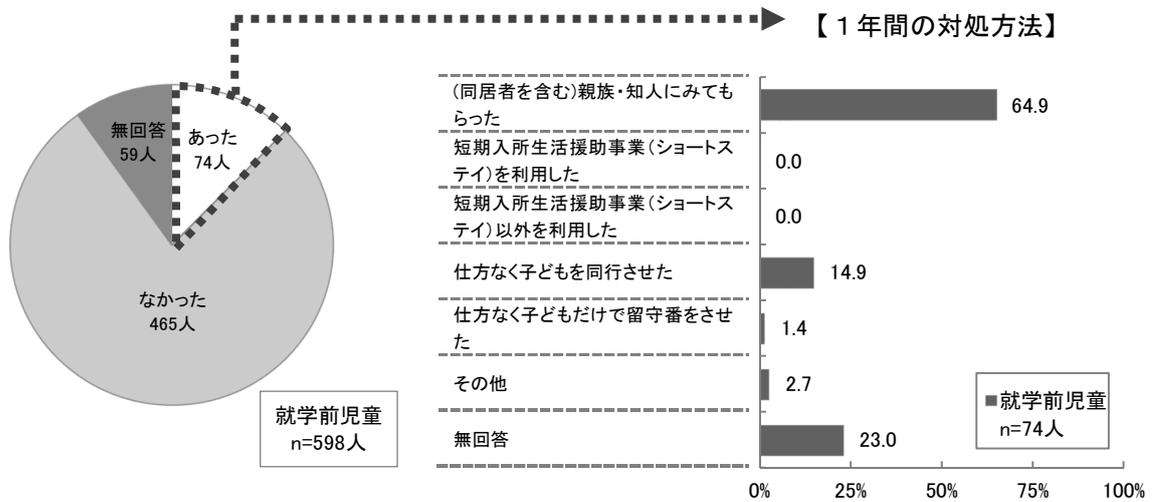




#### (4) 一時預かり事業の潜在ニーズ

この1年間に冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により、お子さんを「泊りがけで」家族以外にみてもらわなければならないことがあった方は、**就学前児童**で74人(12.4%)となっています。その対処法は「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」(64.9%)が最も多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」(14.9%)となっています。

【保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)による、お子さんの泊りがけでの預かり】



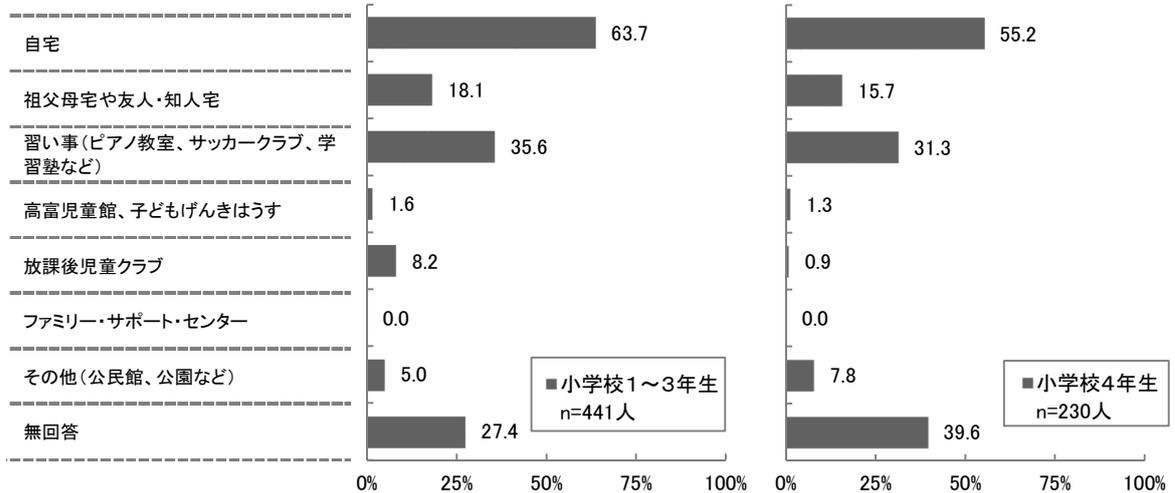
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



## (5) 放課後の過ごし方の現状と意向

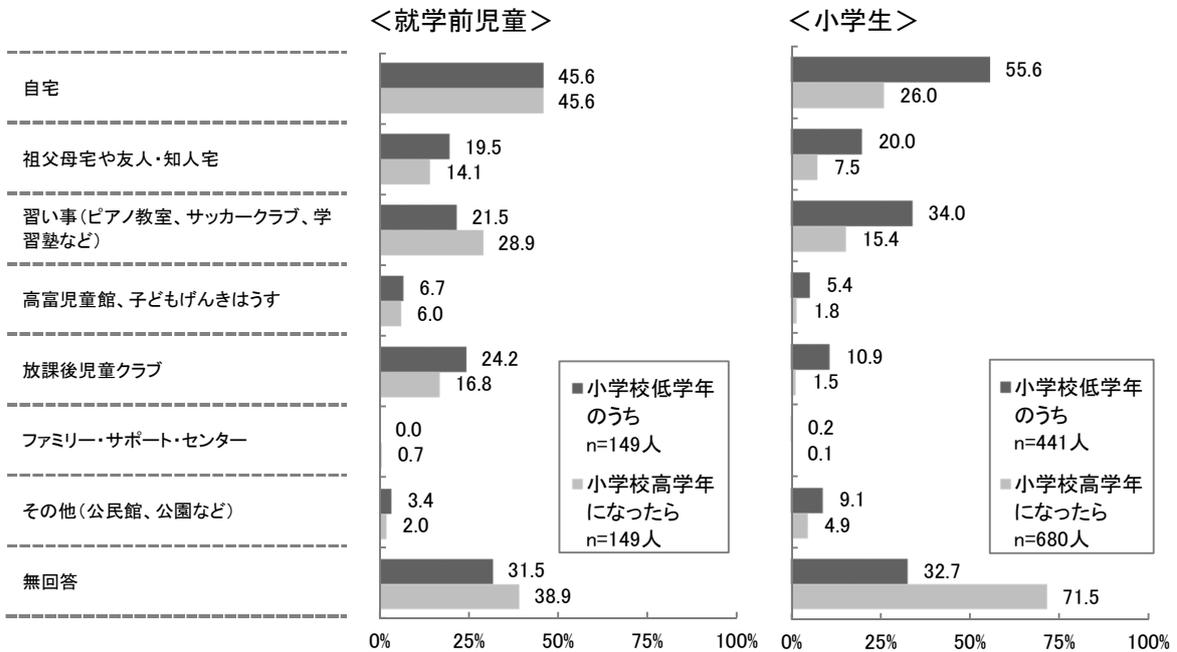
放課後を過ごしている場所、過ごさせたい場所のどちらも、小学校低学年、高学年の間ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。

【放課後の時間を過ごしている場所】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

【放課後の時間を過ごさせたい場所】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

※就学前児童への設問では、5歳以上の方が回答者となっています。

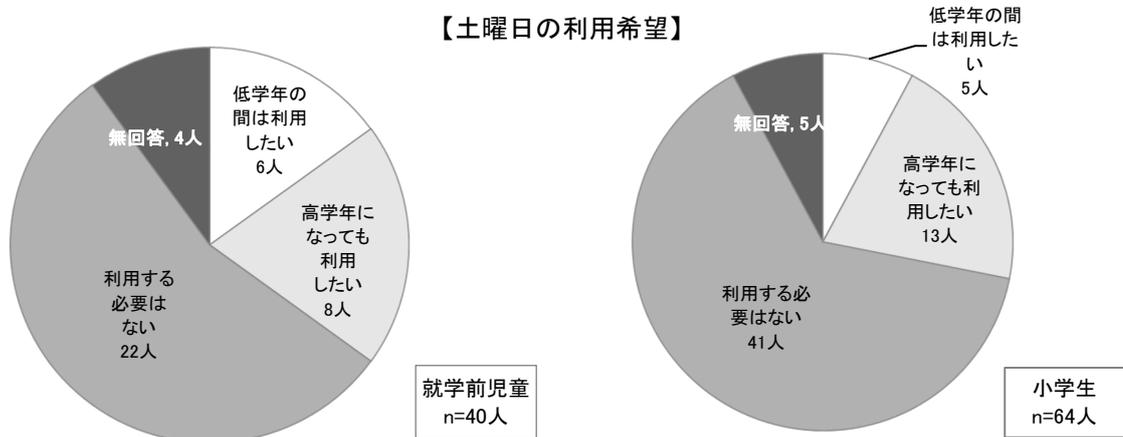
※小学生への設問では、「小学校低学年のうち」は小学1～3年生、「小学校高学年になったら」は小学生すべての方が回答者となっています。



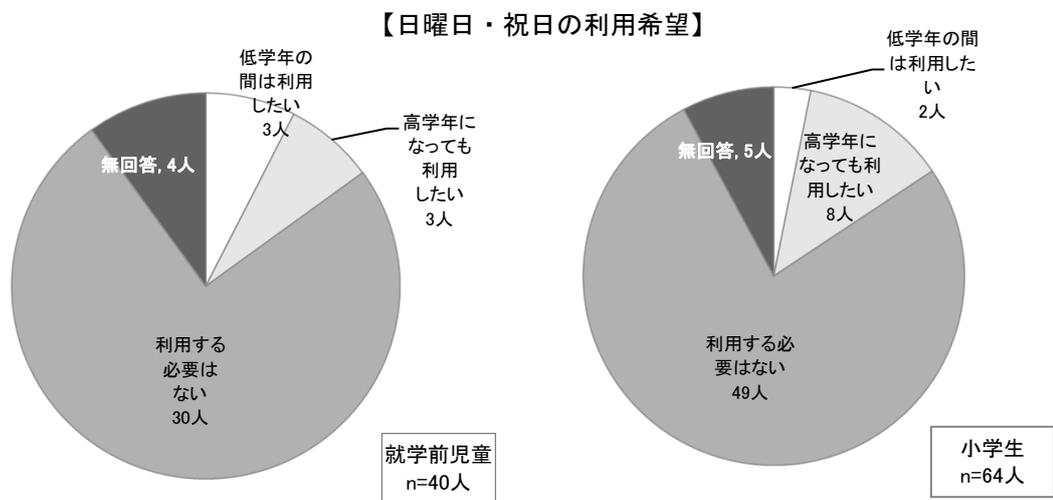


### (6) 放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブを利用したいと回答した方のうち、土曜日、日曜日・祝日は「利用する必要はない」が就学前児童、小学生ともに半数以上となっています。長期休暇中は「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせると、約8割になります。



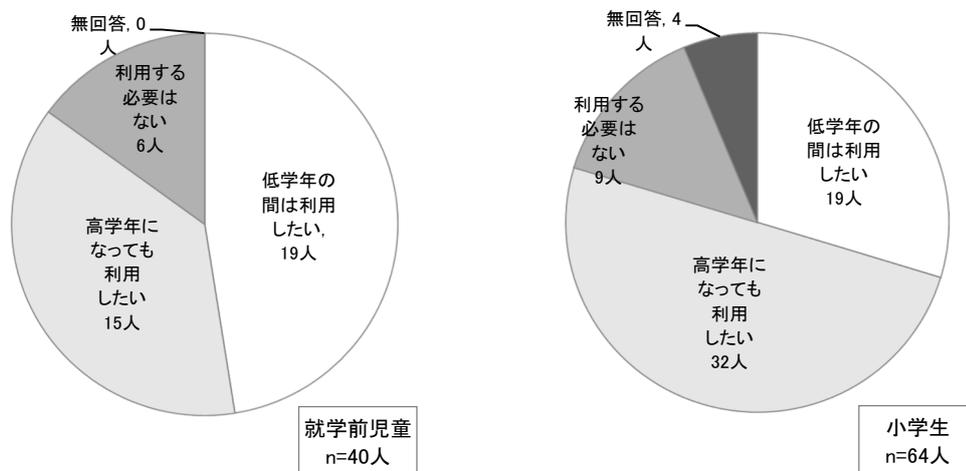
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



### 【長期休暇中の利用希望】

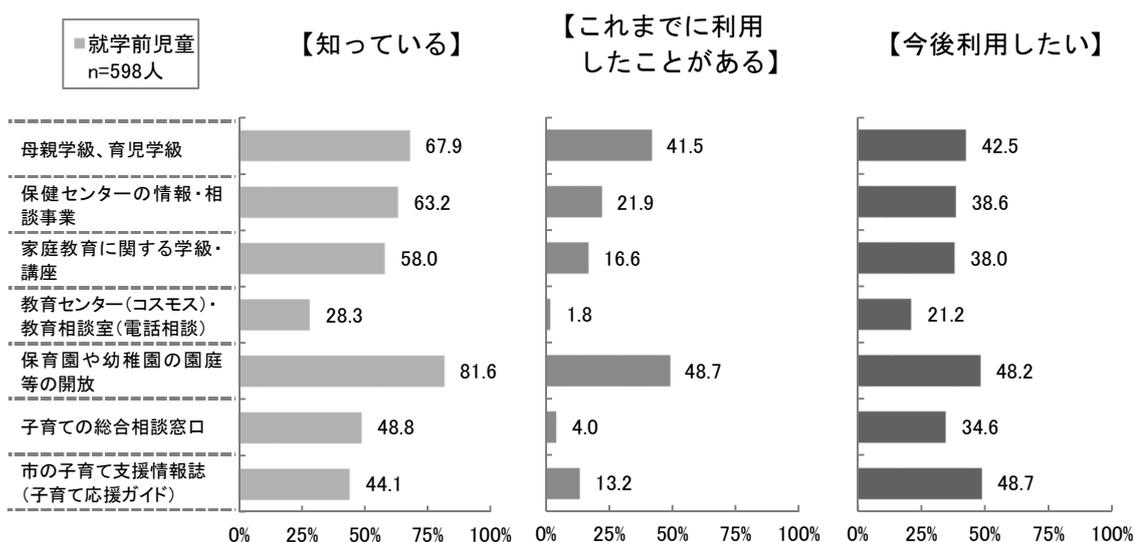


資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

### (7) 子育て支援サービスの周知・利用状況と今後の利用意向

子育て支援サービスについて知っている、利用したことのある事業は「保育園や幼稚園の園庭等の開放」が最も多く、次いで「母親学級、育児学級」となっています。今後利用したい事業では、「市の子育て支援情報誌（子育て応援ガイド）」（48.7%）が最も多く、次いで「保育園や幼稚園の園庭等の開放」となっています。

【サービスで知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うもの】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

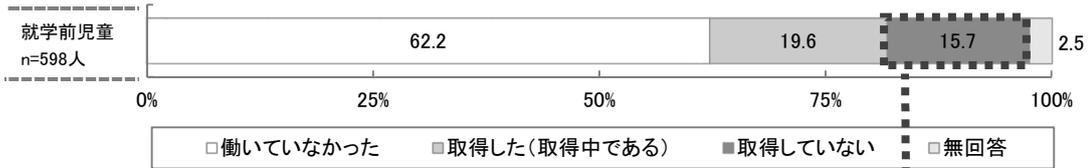




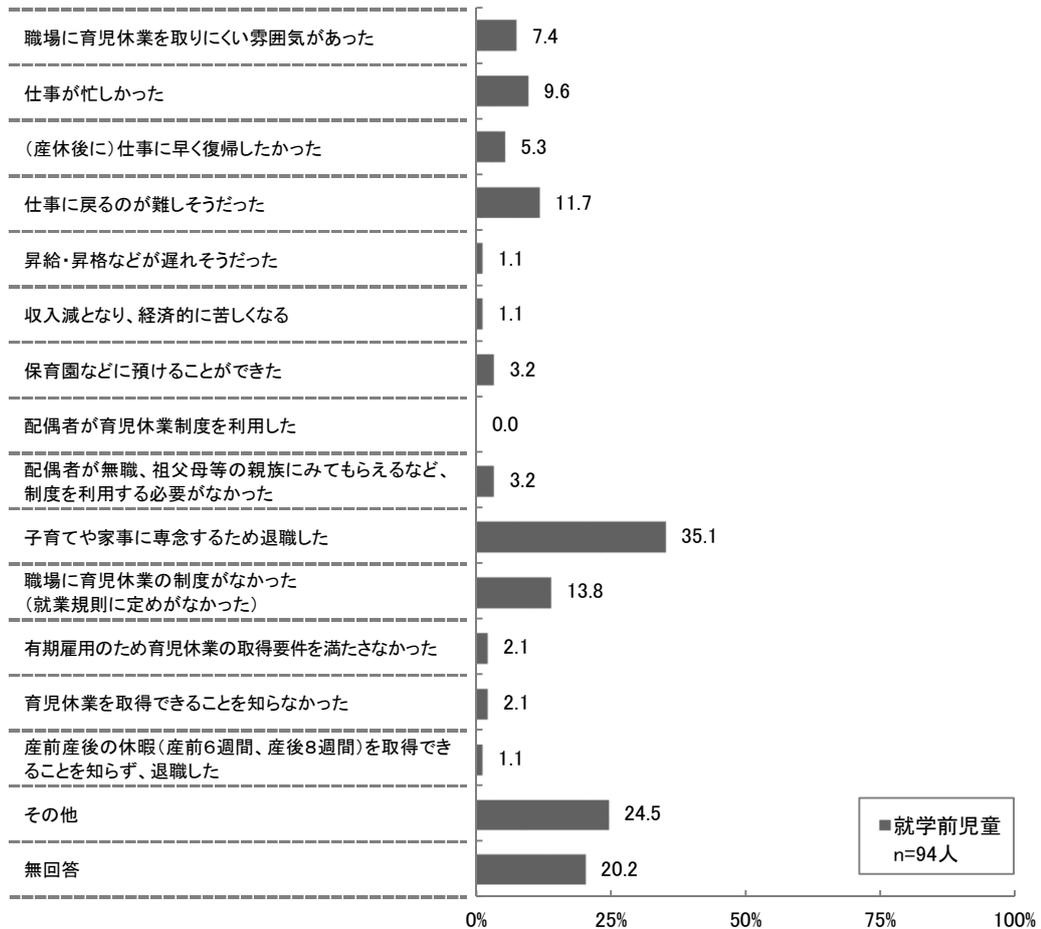
## 6 育児休業制度の利用状況

就学前児童の母親の育児休業制度の取得状況を見ると、「働いていなかった」(62.2%)が最も多く、次いで「取得した(取得中である)」19.6%、「取得していない」15.7%となっています。取得していない理由として、「子育てや家事に専念するため退職した」が35.1%と最も多くなっています。

【母親の育児休業制度の取得状況】



【母親が育児休業を取得しなかった理由】



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果



## 7 本市の子ども・子育て支援の現状のまとめ

### (1) 子どもの人口等の推移について

#### 『就学前児童（0～5歳）・小学校児童（6～11歳）と子育て世帯の減少』

- 平成21年から平成25年の推移を3階級別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）は減少しています。特に年少人口は約1割の減少となっています。《住民基本台帳》
- 就学前児童と小学生について、平成21年から平成25年の推移をみると、ともに減少しています。また、総人口に対する割合も徐々に低下しています。《住民基本台帳》
- 合計特殊出生率では、平成15年以降、全国・県を下回っており、平成24年は0.99と特に低い水準となっています。《山縣市資料》
- 平成17年から平成22年の推移では、18歳未満親族のいる世帯数は減少しています。《国勢調査》
- 平成17年から平成22年の推移では、18歳未満の子どもがいる世帯で、男親と子どもから成る世帯数は減少し、女親と子どもから成る世帯数は増加しています。《国勢調査》

### (2) 子育て家庭の状況について

#### 『父母ともに日常的に子育てに関わっている方や親族の協力者は多い』

- 就学前児童、小学生の世帯に対する子どもの人数は、「2人」が最も多い状況です。《子ども・子育て支援に関する調査結果》
- 就学前児童について、日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が最も多く、父母が協力して子育てしている環境にあります。《子ども・子育て支援に関する調査結果》
- 就学前児童で、子どもをみてもらえる親族・知人の有無では、「緊急時もしくは用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が55.4%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が45.8%となっており、半数以上の世帯では親族等の協力が得られる環境です。《子ども・子育て支援に関する調査結果》

### (3) 母親の就労状況について

#### 『母親で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）方は、就学前児童で64.1%、小学生では76.5%』

- 平成17年から平成22年の男女別就労率の推移をみると、男性は低下、女性はほぼ横ばい状態です。《国勢調査》





- 女性の年齢別労働力率は、育児（子育て）期間と思われる30～34歳では**いったん**低下しますが、育児（子育て）期間が落ち着く頃であると思われる35～39歳以降から労働力率は上昇しています。《国勢調査》
- 就労している（産休・育休・介護休業中ではない）母親は、就学前児童で64.1%、小学生では76.5%あり、就労している方の6割以上が、**週に5日の就労日数**なっています。また、就学前児童、小学生の母親ともに、出勤時間は8時台が多く、帰宅時間は16～19時台が半数以上となっています。《子ども・子育て支援に関する調査結果》
- 現在就労していない**母親**の今後の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が就学前児童で75.9%、小学生で62.8%あり、そのうち希望する就労形態で多いのは、就学前児童、小学生ともに「パート・アルバイト等」となっています。《子ども・子育て支援に関する調査結果》

#### （4）教育・保育事業の利用状況について

『就学前児童が教育・保育事業を利用する理由は、「子供の教育や発達のため」「現在就労している」が約7割』

- 平日の定期的な教育・保育事業について、就学前児童で「利用している」方は全体の82.4%となっています。また、利用している事業は「保育園」が8割以上**なっています**。《子ども・子育て支援に関する調査結果》
- 就学前児童が平日の定期的な教育・保育事業を利用する理由で多いのは、「子どもの教育や発達のため」「現在就労している」が約7割と多くなっています。《子ども・子育て支援に関する調査結果》

#### （5）地域の子育て支援事業について

『病気やケガで、定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことがあった方の対応は「母親が休んだ」が多く、就学前児童で5割以上、小学生4割以上』

- 地域子育て支援拠点事業を利用していない方が**就学前児童**で約8割となっています。《子ども・子育て支援に関する調査結果》
- 就学前児童の休日の教育・保育事業の利用意向は、土曜日は「利用する必要がない」が約7割となっていますが、「月に1～2回は利用したい」**方も約2割あります**。また、日曜日は「利用する必要はない」が約9割となっています。《子ども・子育て支援に関する調査結果》
- 病気の際の対応では、平日、病気やケガにより定期的な教育・保育の事業を利用できなかった、**あるいは**小学校へ行けなかったことが「あった」方は就学前児童で75.3%、小学生で59.3%あり、対処方法で多いのは、就学前児童、小学生ともに「母親が休んだ」が4～5割となっています。《子ども・子育て支援に関する調査結果》



- 就学前児童の一時預かり事業の潜在ニーズでは、この1年間に冠婚葬祭等でお子さんを「泊りがけで」家族以外にみてもらわなければならないことがあった方は就学前児童、小学生ともに約1割あり、そのうち6割以上の方が「親族・知人にみてもらった」と回答しています。《子ども・子育て支援に関する調査結果》
- 放課後の過ごし方では、小学校低学年・高学年の間とも、現状、意向ともに「自宅」や「習い事」が多くなっています。《子ども・子育て支援に関する調査結果》
- 放課後児童クラブの利用意向では、就学前児童、小学生ともに土曜日、日曜日・祝日は「利用する必要はない」方が半数以上、長期休暇中は「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」方を合わせると、約8割になります。《子ども・子育て支援に関する調査結果》
- 就学前児童の子育てサービスの周知状況等では、周知度が高い割合は「保育園や幼稚園の園庭等の開放」「母親学級、育児学級」「保健センターの情報・相談事業」の順で6割以上ありました。これまでに利用したことがあるものは「保育園や幼稚園の園庭等の開放」、今後利用したいものでは「市の子育て支援情報誌」が最も多い状況です。《子ども・子育て支援に関する調査結果》

## （6）育児休業制度の利用状況

『育児休業制度を取得していない就学前児童の母親のうち、取得していない理由で最も多いのは「子育てや家事に専念するため退職した」が35.1%』

- 就学前児童で育児休業を取得した母親は19.6%、取得していない母親は15.7%でした。取得していない母親の理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が35.1%と多い状況です。《子ども・子育て支援に関する調査結果》

## （7）現状分析のまとめ

### ①児童数の減少

- 現在、全国的にも少子高齢化と言われておりますが、山県市においても年少人口（0～14歳）は減少傾向にあります。今後の児童数の減少を踏まえた、計画策定が必要となっております。

### ②子育て家庭の状況と必要なサービスの確保

- 山県市においては、日常的または緊急時等に親族の協力を得られる家庭が半数以上を占めている環境にあります。内訳をみると、身体・精神的負担や時間的制約の心配をすることが無く安心して協力を得られる家庭が半数以上ある反面、身体的・精神的負担を心配するまたは負担をかけていることを心苦しく感じている家庭も少なからずありました。
- 母親の就労状況については、6割以上が就労しており、就労している母親の半数以上は週5日勤務、8時台出勤、16時から19時台の帰宅という状況です。





- 山口市では、保育所において早朝保育・長時間保育、一時保育などを実施しており、今後もその提供体制を確保していく必要があります。

### ③子育てサービスの周知度

- 山口市において認知度が高い子育てサービスは、「保育園等の園庭開放」「母親学級・育児学級」「保健センターの情報・相談事業」で、6割を超えています。このうち、「保育園等の園庭開放」「母親学級・育児学級」の利用は、4割以上となっています。今後利用したいものとして、「市の子育て情報誌（子育て応援ガイド）」のニーズが最も高い状況です。
- 地域子育て支援拠点事業の利用されていない方が半数以上おられることから、子育てサービスのPR方法を検証し、周知及び利用促進を図る必要があります。



## 8 次世代育成支援行動計画後期計画の評価

### ○指標について

平成 26 年度を最終年度とする次世代育成支援行動計画後期計画は、平成 17 年度から 21 年度までの前期計画においてめざす姿としていた「優しく思いやりのある子どもに育つ」「親と子がともに育ち合い、健康で豊かな人生を送る」「子どもを地域（ふるさと）の宝として大切にみんなで育てる」の 3 つを継承し、めざす姿としていました。

計画におけるめざす姿についての前期計画との比較のため、以下の指標に基づいた市民満足度の調査をしました。

#### 【指標】

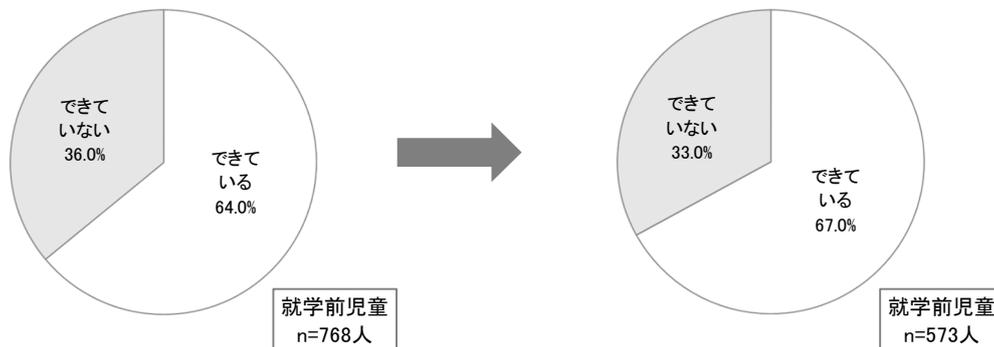
- ① 親同士の交流が活性化されたか
- ② 子育てに対する満足感、充実感が向上したか

### ①親同士の交流が活性化されたか

設問：親同士の交流ができているか

【山縣市次世代育成行動支援計画後期計画より】

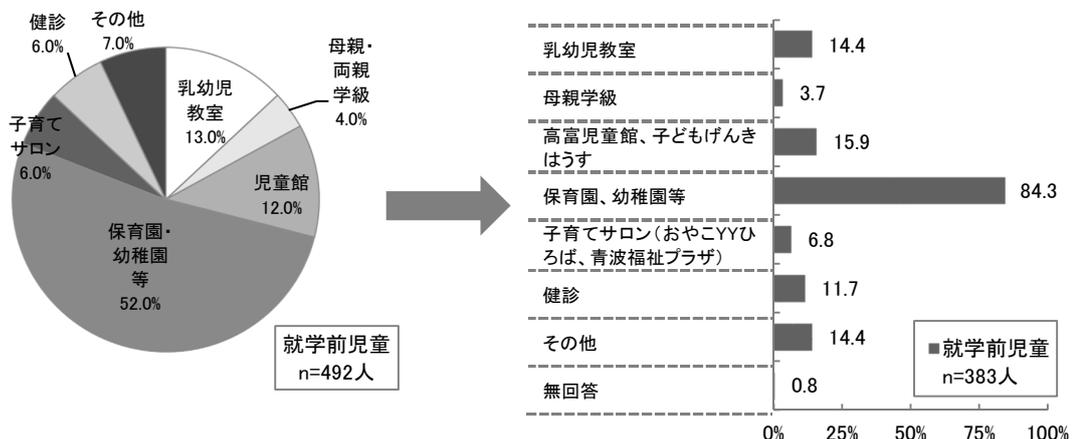
【山縣市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査より】



設問：どのようなところで交流できるか

【山縣市次世代育成行動支援計画後期計画より】

【山縣市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査より(複数回答)】





【評価】

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査において、**親同士の交流が「できている」**と回答した**保護者は67.0%でした**。前期計画では64.0%であり、**やや上昇したものの**ほぼ横這いの結果を示しています。

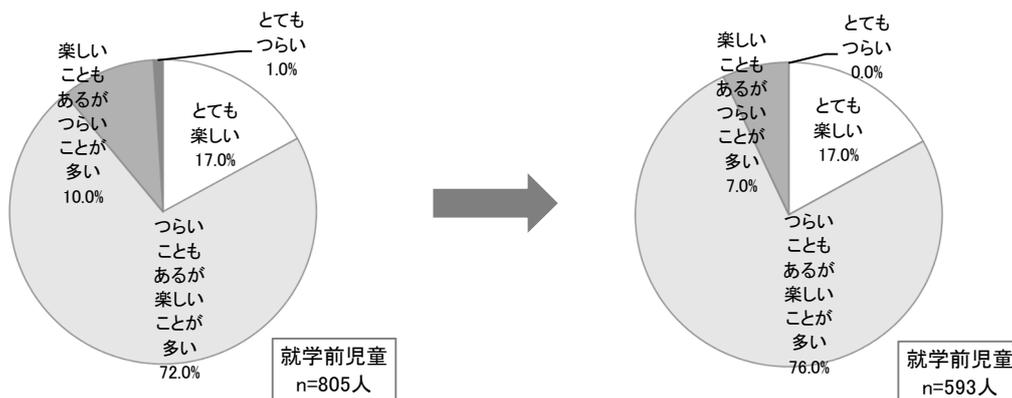
また、交流場所についても、保育園等における交流が多い傾向は変わりません。これまで乳幼児健診などの機会を通して、乳幼児教室などの交流の場や相談できる場所の情報提供を実施していたが、さらなる交流機会の拡大のためには、保育園等以外での交流・相談の場所を広報なども活用し周知することが必要となります。

②子育てに対する満足感、充実感が向上したか

設問：子育ては楽しいですか

【山県市次世代育成行動支援計画後期計画より】

【山県市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査より】



【評価】

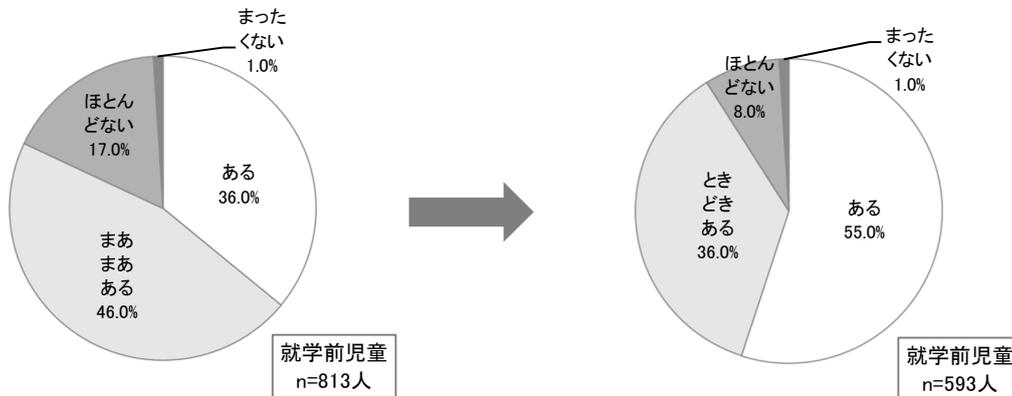
子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査において、**子育てが「とても楽しい」「つらい事もあるが楽しいことが多い」と回答した保護者は93%と、楽しみが多いと感じている保護者は9割を超えています**。

また、前期計画と比較すると結果は**ほぼ横這い**であり、今後とも親同士の交流の場や相談の場などを通して、**保護者が子育てに対し否定的な気持ちにならないような取り組みを続ける**必要があります。



**設問： ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がありますか。**

【山県市次世代育成行動支援計画後期計画より】 【山県市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査より】

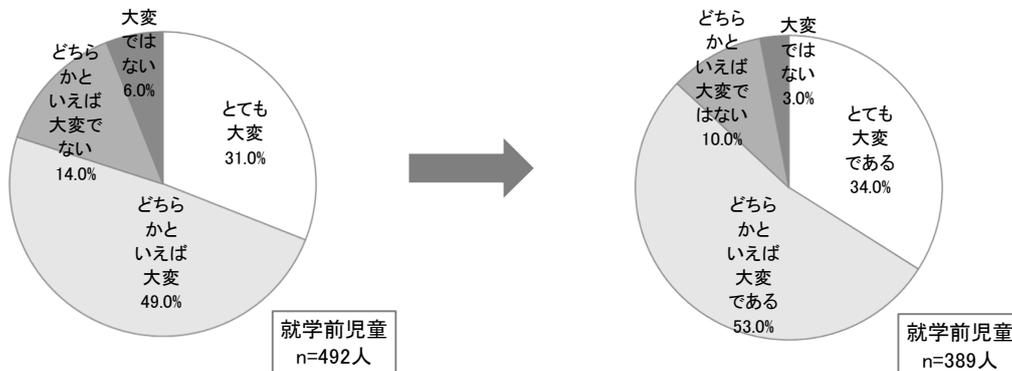


**【評価】**

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査において、「ある」と回答した保護者が55.0%と半数以上でした。  
 前期計画と比較すると、「ある」と回答した保護者は19.0%の増、「ほとんどない」と回答した保護者が11.0%の減となりました。今後も保護者の心の余裕を作り出せるよう、相談支援等継続して取り組んでいく必要があります。

**設問： 仕事と子育ての両立は大変ですか**

【山県市次世代育成行動支援計画後期計画より】 【山県市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査より】



**【評価】**

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査において、「とても大変である」が34.0%、「どちらかといえば大変である」が53.0%であり、前期計画と比較すると「とても大変である」が3.0%、「どちらかといえば大変である」が5.0%の増となりました。  
 夫婦共働きが一般的となっているなか、男性の育児休業の取得率は向上しているとはいえ、まだまだ少ない現状があります。仕事と子育ての両立のためには、父親の育児参加はもとより職場の理解など社会全体で支える必要があります。市としても適切な保育の提供などの施策を展開していきます。





■主な保育、保健、教育、子育て支援サービスの平成25年度実績

事業	事業内容	平成25年度事業実績
通常保育事業	保育に欠ける児童を保育します。また、健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境で、自己を十分発揮しながら遊びを通じて健全な心身の発達を図り、豊かな人間性を育みます。	安全・安心して保育ができる環境づくりに努め、保育士の研修等により、保育の質の向上を図った。 公立保育園 8ヶ所 児童数 613人 (H26.3末現在)
延長保育事業	共働き夫婦の増加と多様な労働形態等により、通常保育時間の延長へのニーズに対応します。 11時間を超えて保育します。	保育園 8ヶ所 7:30-19:00 ※保育園により時間帯のニーズは相違
病児・病後児保育事業	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院等で一時的に保育します。また、保育中に体調不良となった児童の緊急対応等を行います。	病気等で保育等ができず、自宅療養が必要なあいだ、保護者が安心して就労できるよう病院、医院に併設した施設で保育を実施した。 乳幼児 151人 低学年 23人
放課後児童健全育成事業	共稼ぎ夫婦の増加と多様な労働形態等により、放課後及び夏休み等における留守家庭の小学生(1～4年生)の健全育成・就労支援を実施します。	継続実施 165人 (市内各小学校ごと)
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	委託事業として、毎月、月・火・木曜日に『おやこＹＹ(わいわい)ひろば』を開催。
一時預かり事業	保護者等の疾病や災害等、育児疲れ解消や断続的勤務等の勤務体系の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するもので、保育に実施の対象とならない就学前児童を預かります。	保育の実施に対応とならない就学前児童を、市内8園にて一時的な保育として対応を行った。 児童数 39人 実施日数 424日
ショートステイ事業	保護者が疾病、出産、事故、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどのより、子どもの養育が困難になる家庭の児童や緊急一時的に保護が必要な母子を一時的に養育・保護します。	3人利用
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と援助を行う人が会員になり助け合います。	継続実施 依頼会員 53名 援助会員 22名 依頼件数 97件 延利用者数 97名



事業	事業内容	平成25年度事業実績
子育て支援センター	子育て家庭等に対する育児不安等相談指導事業、子育てサークル等支援事業、保育資源の情報提供等及び家庭的保育を行う者への支援などを実施します。	継続実施 子育て相談 8人 ◆わくわくタイム 45回 参加人数 165組 ◆子育て応援講座 5回 参加人数 133人 ◆まごまご孫育て講座 4回 参加人数 78人
乳幼児健康診査	乳児期の成長発育を確認し、疾病や障がいの早期発見を図ります。育児、健康についての相談に応じ、支援します。	●3・4ヶ月健診 実施回数 6回 対象者 166名 受診者 161名 (97.0%) ●10・11ヶ月健診 実施回数 6回 対象者 152名 受診者 149名 (98.0%) ●1歳6ヵ月健診 実施回数 12回 対象者 154名 受診者 153名 (99.4%) ●3歳児健診 実施回数 12回 対象者 186名 受診者 182名 (97.8%)
妊婦一般健康診査	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減として14回分の健診費用を援助します。里帰り等の県外受診の場合は償還払いで対応します。	延べ 1,854名 (委託分) 延べ 28名 (償還払い分)
乳幼児訪問・未熟児訪問	健診未受診者、追跡児、希望者等に保健師及び栄養士が家庭訪問し経過を確認したり、育児相談に応じます。	家庭訪問 31件 施設訪問 97件
妊婦相談	妊婦の状況や希望により相談訪問を行い、順調な妊娠出産を支援します。	延べ 165名
乳幼児相談	子どもの成長発達、子育てについて気軽に相談に応じます。	実施回数 12回 相談者延べ 113名



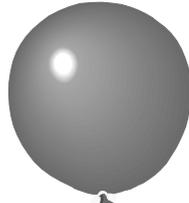


事業	事業内容	平成25年度事業実績
育児電話相談	保健師、栄養士が育児相談に応じます。	延べ 77件
発達支援相談 (すこやか相談)	心理療法士、言語療法士が発達や言葉について相談に応じます。	実施回数 16回 利用者延べ 38名
家庭児童相談	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、子どもと家庭に関するさまざまな問題、子どものしつけ、養育、発達に関する事、学校生活、非行、家庭環境などについて専門の相談員が相談に応じます。(家庭相談員)	相談件数 44件
発達支援教室 (あそびの教室)	遊びを通して人とふれあうことの楽しさやコミュニケーションの広がり育てます。	実施回数 22回 参加者 延べ270名
6・7ヶ月教室	6・7か月児の成長発達、離乳食開始及び進め方について不安や訴えが多様な時期に、適切な支援を行なうことにより、安心して子育てできる環境及び健全な親子関係の形成、健やかな成長・発達を支援する機会とします。	実施回数 6回 対象者数 171名 参加者数 145名 83.6%
乳幼児教室	地域の中央公民館等を核にして、子育て教室を開催する。子育てについての保護者の学習機会を提供したり、親子のふれあい体験を促進したりします。	継続実施 ◆高富地域 すくすく教室 11回 参加組数 106組 のびっこ教室 11回 参加組数 197組 ◆伊自良地域 小鳩会 10回 参加組数 80組 ◆美山地域 つくしんぼ教室 10回 参加組数 93組
家庭教育支援	保育園及び小中学校を学習拠点として、家庭教育力の向上をめざした講座や活動を実施します。	保育園8園、小中学校12校において、各学級長を中心に、家庭教育力の向上をめざした講座や体験活動を実施。
教育相談員による相談	児童生徒が抱える様々な問題について適切な相談活動を行います。	教育相談員3名を配置
生活相談員による児童生徒への指導援助	不登校の児童生徒または生徒指導上集団での生活に適應できない児童生徒に対して指導援助を行うことにより、児童生徒の自立を支援します。	生活相談員4名を配置



事業	事業内容	平成25年度事業実績
やまがた子ども文化クラブ	小中学生の放課後及び休日の過ごし方を援助するために、各種体験活動を実施するとともに、市内外の子ども向け活動の情報提供を行います。	各小学校区を拠点として9教室、39講座開設。小中学生のべ3,346人が参加。
青波福祉プラザ事業	乳幼児から高齢者までの交流の場及び生活支援の場を提供し、交流の促進及び健康の維持促進、地域住民の福祉の増進と福祉活動の育成発展を図ります。	<p><b>【子育て支援事業】</b>            子供の一時預かり及び親友の交流の場の提供や園児・児童の体験講座を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わらべうたBabyMassage</li> <li>・リトミック</li> <li>・わんぱくキッズ</li> </ul> <p>年間延人数 490人</p> <p><b>【多世代間交流事業】</b>            子どもと高齢者及び地域住民と一緒に集える場所の提供及び配食サービスを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どんぐりの森</li> <li>・星空シアター</li> <li>・ミニコンサート</li> </ul> <p>年間延人数 3,105人</p>
ミルキーkids	0歳児の母親同志の交流をはかり、育児について学ぶ教室です。	<p>5回コース×3クール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1クール 19組</li> <li>2クール 10組</li> <li>3クール 23組</li> </ul> <p>参加組数 137組</p>



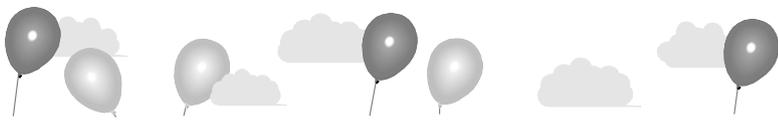


## 第3章



# 計画の基本的な考え方





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本方針

#### 子どもを見まもる目と手と心

「やまがたっ子 すくすく プラン」山県市次世代育成支援行動計画の後期計画を通じて『子どもを見まもる目と手と心』をスローガンに掲げ、「①優しく思いやりのある子どもに育つ②親と子が共に育ち合い、健康で豊かな人生をおくる③子どもを地域（ふるさと）の宝として大切にみんなで育てる」の3つの姿をめざして、関連施策等の取り組みを進めてきました。

本計画では、次世代育成支援行動計画との連続性並びに整合性に配慮しつつ、子ども・子育て支援法における本計画の基本的視点を勘案して、子ども・子育て新制度による各種施策を推進していきます。

### 2 基本的視点

#### (1) 子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会をめざすこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること
- 自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性

#### (2) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

#### (3) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子ども育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること

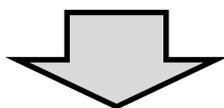


### 3 計画の性格

平成24年8月に「子ども子育て関連3法」が成立し、国では同法にもとづき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のよう  
にまとめられています。同様に本市の現状と課題をまとめました。

#### 【国の現状と課題】

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ  
（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



#### 【現状と課題への対応】

質の高い幼児期の学校教育、  
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・  
保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・  
子育て支援の充実



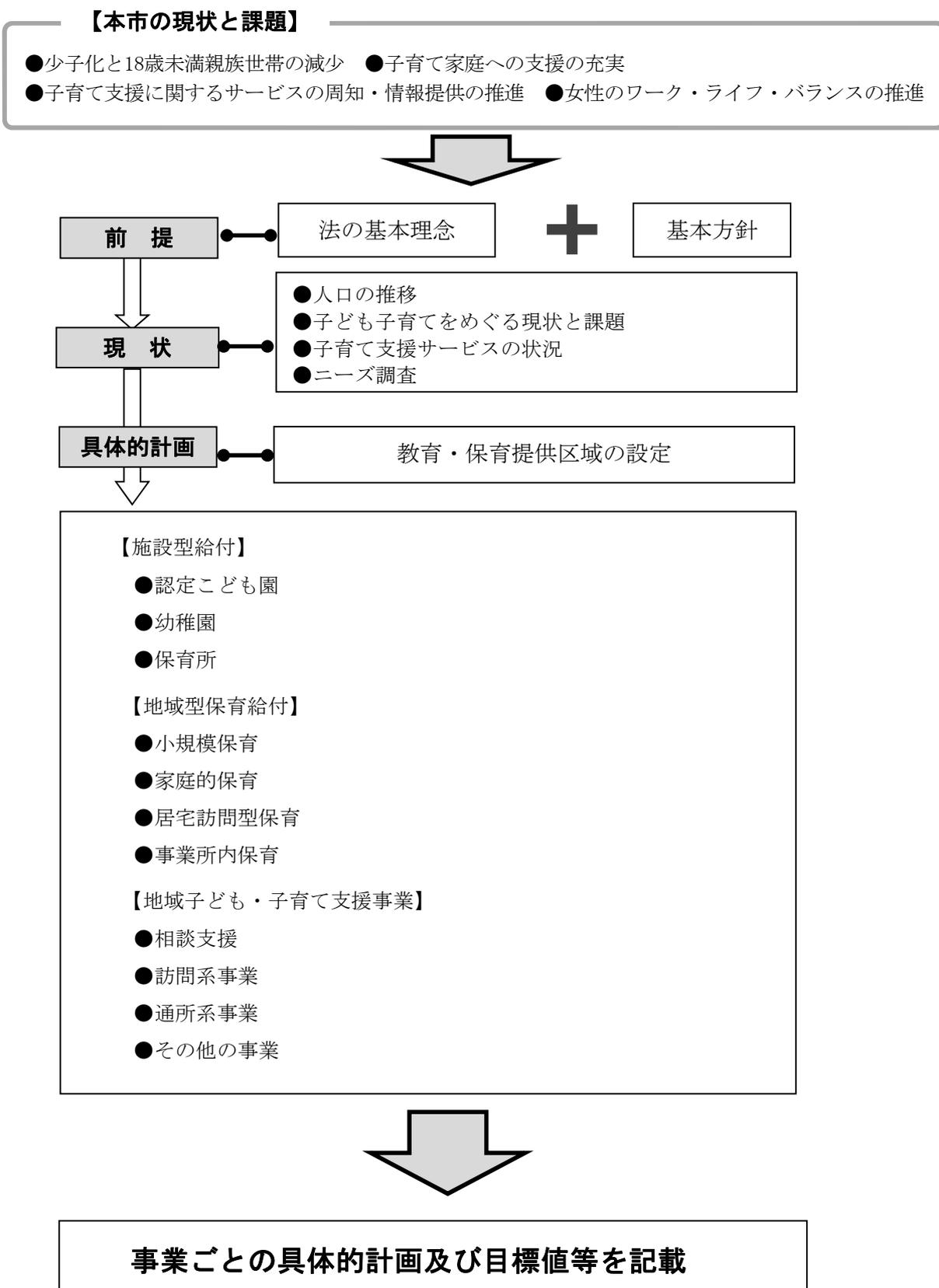
#### 【対応の方策】

課題への解決策として、「幼保一元化（①）」「待機児童の解消（②）」「地域で支える教育・保育（③）」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法第61条」にもとづき、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」にもとづく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。本市においても、次頁「計画の構成」の記載内容にもとづき、具体的な事業計画を策定することとしました。

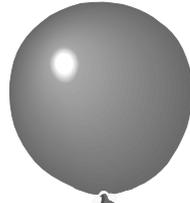




## 4 計画の構成







## 第4章



# 子ども・子育て支援の 施策展開





## 第4章 子ども・子育て支援の施策展開

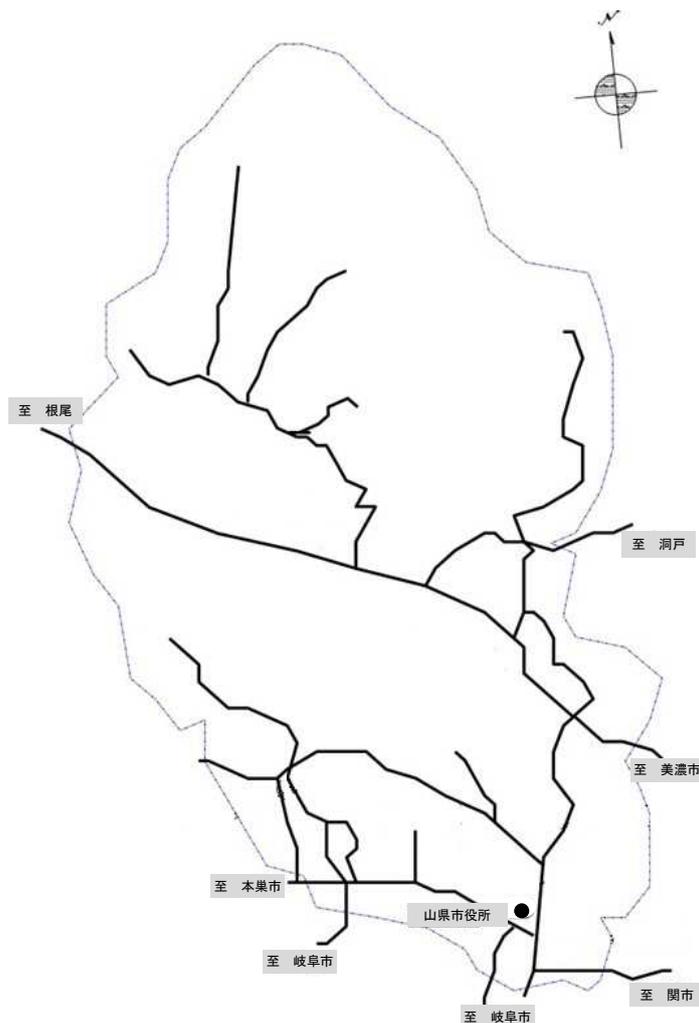
### 1 教育・保育の提供区域

山県市は、平成26年4月1日時点で市内に8箇所の保育所を設置しています。

就学前児童は平成25年度末で1,111人であり、地理的条件、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、市内全域で1つの区域として考え、計画策定を行います。

その主な理由として、教育・保育の区域設定では、山間部やこれまでの生活導線など、交通の便を含む市の特性を踏まえると、**地区を分けて**区域設定した場合、需要と供給がアンバランスになります。そのため、需要と供給の調整がしやすい確保方策の幅が広がる全域を**1区域として設定**するに至りました。

【一区域（市内全体）】





## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

### (1) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成25年の1,111人から平成31年には935人と推計され176人（15.8%）の減少が予測されています。一方、6～11歳では平成25年の1,497人から平成31年には1,172人と推計され325人（21.7%）の減少が予測されています。

【子ども人口の推計】

単位：人

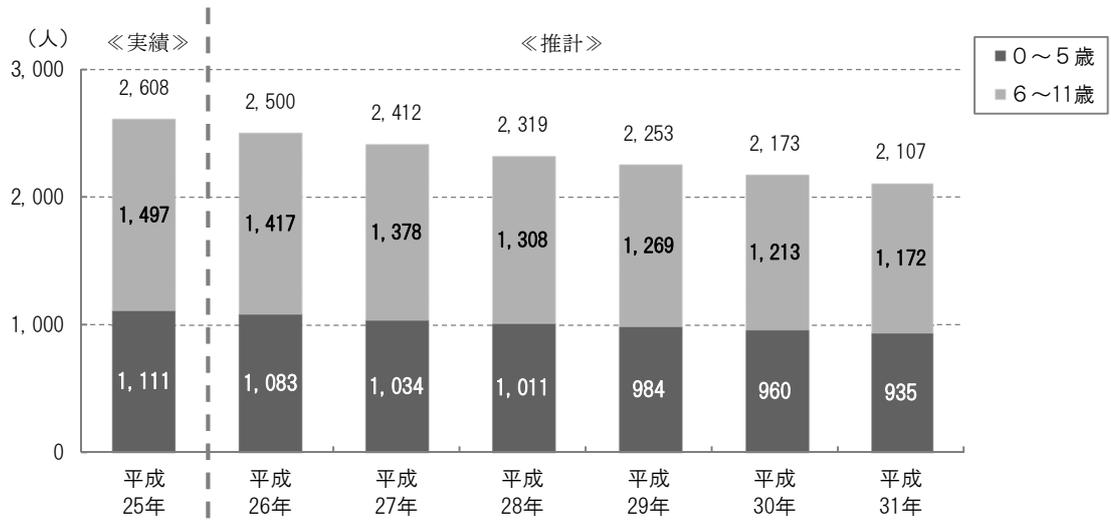
	≪実績≫	≪推計≫					
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	29,421	29,055	28,686	28,304	27,920	27,530	27,134
0歳	153	146	143	140	138	134	130
1歳	170	167	159	156	152	150	146
2歳	183	176	173	165	162	158	156
3歳	186	187	180	177	169	166	162
4歳	217	188	189	182	179	171	168
5歳	202	219	190	191	184	181	173
0～5歳	1,111	1,083	1,034	1,011	984	960	935
6歳	222	202	219	190	191	184	181
7歳	241	223	203	220	191	192	185
8歳	233	243	225	205	222	193	194
9歳	261	231	241	223	203	220	191
10歳	258	260	230	240	222	202	219
11歳	282	258	260	230	240	222	202
6～11歳	1,497	1,417	1,378	1,308	1,269	1,213	1,172

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年4月1日）





【子ども人口の推計】



(2) 教育・保育のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、以下の通りです。

【本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み】

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号	39	39	38	37	35
2号	448	440	426	416	403
3号	259	251	245	240	235



### 3 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

#### 【保育の必要性の認定について】

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

#### ■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定子ども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定子ども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	認定子ども園 小規模保育事業

#### ■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして□□市町村が定める事由
区分 ※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

#### (1) 教育・保育の現状

平成26年度

単位：人

	【1号】	【2号】		【3号】	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
		教育希望が強い	左記以外		
0～5歳人口(実績)	594		343	146	
利用実績(平成26年10月)	143	430		153	16
需要率	96.5%		44.6%	11.0%	





(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

※特定教育・保育施設…幼稚園、保育園、認定こども園  
 確認を受けない幼稚園…施設型給付を受けない幼稚園  
 地域型保育事業…小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育 が必要	0歳保育 が必要
				教育希望が 強い	左記以外		
平成 27 年度	(参考)児童数推計		559		332	143	
	需要率		7.0%	4.5%	75.7%	66.6%	26.6%
	ニーズ量の見込み		39	25	423	221	38
	提供量(確保方策)						
	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	423		221	38
	確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない	64		—		
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育	—		0	0	
	認可外保育施設		0		0	0	
	提供量合計		487		221	38	
過不足分(提供量－ニーズ量)		0		0	0		

平成 28 年度	(参考)児童数推計		550		321	140	
	需要率		7.1%	4.4%	75.6%	66.7%	26.4%
	ニーズ量の見込み		39	24	416	214	37
	提供量(確保方策)						
	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	416		214	37
	確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない	63		—		
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育	—		0	0	
	認可外保育施設		0		0	0	
	提供量合計		479		214	37	
過不足分(提供量－ニーズ量)		0		0	0		

平成 29 年度	(参考)児童数推計		532		314	138	
	需要率		7.1%	4.5%	75.6%	66.6%	27.5%
	ニーズ量の見込み		38	24	402	209	36
	提供量(確保方策)						
	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	402		209	36
	確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない	62		—		
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育	—		0	0	
	認可外保育施設		0		0	0	
	提供量合計		464		209	36	
過不足分(提供量－ニーズ量)		0		0	0		



		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育 が必要	0歳保育 が必要	
			教育希望が 強い	左記以外			
平成 30 年度	(参考)児童数推計	518		308	134		
	需要率	7.1%	4.6%	75.7%	66.6%	26.1%	
	ニーズ量の見込み	37	24	392	205	35	
	提供量(確保方策)						
	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	392		205	35
	確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない	61		—		
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育	—		0	0	
	認可外保育施設		0		0	0	
	提供量合計		453		205	35	
過不足分(提供量－ニーズ量)		0		0	0		

平成 31 年度	(参考)児童数推計	503		302	130		
	需要率	7.0%	4.6%	75.5%	66.6%	26.2%	
	ニーズ量の見込み	35	23	380	201	34	
	提供量(確保方策)						
	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	380		201	34
	確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない	58		—		
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育	—		0	0	
	認可外保育施設		0		0	0	
	提供量合計		438		201	34	
過不足分(提供量－ニーズ量)		0		0	0		





## 4 教育・保育事業

### 【現 状】

本市の教育・保育施設は保育園が中心となり、公立保育所と私立幼稚園1箇所をあわせると市内に9箇所あります。

子ども・子育て支援に関する調査結果からみると、保育園を利用されている方の割合が84.4%を占めています。また、定期的に利用したいと考える施設のニーズは保育園が最も多く、77.4%となっています。

### 【確保の方策】

本市は市内全域を1区域して考え、市内のどこに居住していてもすべての保育園を利用できます。2号、3号認定の受け入れは、市内の保育園で進めています。保育園8箇所の総定員は770人のため、2号、3号認定の受け入れについては、既存の保育園にて必要量の確保を行い、サービスの提供主体となる保育士の維持確保に努めます。今後、状況に応じて既存の施設の整理が検討される場合においても、必要な定員は確保していきます。

また、1号認定にあたる教育ニーズを希望の方についても、市内の私立幼稚園による受け入れが可能と考えています。

【教育・保育事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み						
1号認定		39	39	38	37	35
2号認定		448	440	426	416	403
3号認定		259	251	245	240	235
②確保方策						
1号認定	—	39	39	38	37	35
2号認定	441	448	440	426	416	403
3号認定	172	259	251	245	240	235
②-①		0	0	0	0	0



## ■教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは、学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや、預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは幼保連携型、幼稚園型、保育所型があつて教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えるものに対し、県の認可を受けた施設です。基本的に、幼稚園・保育所（園）を利用することに違いはありません。

## ■保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育施設）

認可保育施設とは、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは、幼保連携型、幼稚園型、保育所型があつて教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えるものに対し、県の認可を受けた施設です。基本的に、幼稚園・保育所（園）を利用することに違いはありません。また、地域型保育施設とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。





## 5 相談支援

### (1) 地域子育て支援拠点事業

#### 【現 状】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、本市では、「おやこＹＹ広場」「子どもげんきはうす」の2箇所で実施しています。

#### 【確保の方策】

今後もこの2施設を中心に、交流・相談等地域の子育て支援を確保していくとともに、利用率を高めていくための方策を検討します。

【地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[延べ利用/年]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		1,072	1,040	1,020	997	975
②確保方策	951	1,072	1,040	1,020	997	975
②-①		0	0	0	0	0

### (2) 利用者支援事業

#### 【現 状】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、子どもの成長・発達の確認、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ育児等の相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。現在は、月に1回保健福祉ふれあいセンターでの乳幼児相談の実施と、市の窓口（来庁・電話・メールなど）、保育園、子育て支援センターなどにおいて相談等に応じています。

#### 【確保の方策】

今後も引き続き、市の窓口、乳幼児相談、保育園、子育て支援センターを中心に情報提供や相談支援を継続することとし、専門の相談員の配置については、状況に応じて将来的な実施の検討をします。



## 6 訪問系事業

### (1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、児の健康状態の確認と子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 【現 状】

第1子及び支援を必要とする母子（低体重・疾患・育児不安など）は地区担当保健師が、その他については経験豊かな保育士が生後2か月程度の時期に訪問しています。転出入や入院治療中などによるケースを除くとほぼ全数に対応することができています。

#### 【確保の方策】

<平成27年度～平成31年度>

今後も引き続き継続することとし、適切な情報提供が行えるようスタッフ間での共有認識を高めるとともに、支援が必要な場合は速やかに関係機関と連携がとれるようにしていきます。

【乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[実人数]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		155	153	151	149	147
②確保方策	164	155	153	151	149	147
②-①		0	0	0	0	0





**(2) 養育支援訪問事業**

養育支援（児の発達確認や母親の育児支援など）が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、子どもたちが健全に成長し、母親が安心して育児ができるよう支援を行う事業です。

**【現 状】**

保健師や栄養士等が支援内容に沿って、随時対応しています。最近では、母親や父親が精神疾患の治療をしている・父親が休職中で経済的不安が大きい・外国人の保護者・極小未熟児出生など、様々な問題を抱えたケースがあり、それぞれに対して細やかな対応をしています。

**【確保の方策】**

<平成27年度～平成31年度>

今後も継続していきます。迅速に対応できるように、妊娠届出・全戸訪問時に確実に状況を把握するようにしていきます。

**【養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供量】**

単位：人[実人数]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		10	10	10	10	10
②確保方策	11	10	10	10	10	10
②-①		0	0	0	0	0





## 7 通所系事業

### (1) 子育て短期支援事業

#### 【現 状】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本市では、市内の児童養護施設へ事業委託により実施しています。

#### 【確保の方策】

本市では、利用が少ない事業ではありますが、保護者の希望を尊重した子育て支援を展開していく中で、必要な保護者には提供していけるよう継続実施します。

#### 【子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[ 延べ利用/年]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		18	18	18	18	18
②確保方策	3	18	18	18	18	18
②-①		0	0	0	0	0





## (2) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

### 【現 状】

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本市においては、市内公立保育園で一時保育事業として実施しています。また、市内の私立幼稚園においても、在園児を対象とした同様のサービスを実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業で、ニーズ調査結果から就学児童の利用状況をみると、就学児童では小学校低学年・高学年ともに「ファミリー・サポート・センター」の利用希望者はいません。平成25年度実績では延べ97人ですが実依頼人数は4人と少ない状況です。

### 【確保の方策】

一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業は、事業の性質上、保護者の状況等により潜在的な利用ニーズと実際の利用に差が生じるものであるため、ニーズ調査により把握した潜在的利用ニーズを提供目標として、その提供体制を確保するべく保育士の確保など体制整備に努めます。

ファミリー・サポート・センター事業については、今後一層の積極的な広報活動を行います。

一時預かり事業は、事業の性質上、保護者の状況等により潜在的な利用ニーズと実際の利用に差が生じるものであるため、ニーズ調査により把握した潜在的利用ニーズを提供目標として、その提供体制を確保するべく保育士の確保など体制整備に努めます。



【一時預かり事業等の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[延べ利用/年]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み						
1号認定		37	36	35	34	33
2号認定 (幼稚園)		2,757	2,712	2,627	2,555	2,481
2・3号認定		1,323	1,293	1,258	1,227	1,198
②確保方策						
市町村実施	521	4,080	4,005	3,885	3,782	3,679
独自事業	—	37	36	35	34	33
②-①		0	0	0	0	0

※実績は、ファミリー・サポート・センター事業及び保育所における一時保育の実績

(3) 延長保育事業（時間外保育事業）

【現 状】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、及び利用時間以外の日、時間において、保育園等で保育を実施する事業で、本市においては市内全保育園で最長午前7時30分から午後7時まで（11時間30分）開所し、時間外保育を実施しています。

【確保の方策】

時間外保育については、保育の提供にあたる保育士の確保が課題であることから、今後も適正な提供体制が確保できるよう、現状の体制を維持しつつ更なる保育士の確保に努めます。

【時間外保育事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[実人数]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		168	164	160	156	152
②確保方策	168	168	164	160	156	152
②-①		0	0	0	0	0





#### (4) 病児・病後児保育事業

##### 【現 状】

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本市においては、市内に事業実施可能な施設が無いいため、岐阜市など近隣市町8箇所の施設と協定を締結して実施しています。

##### 【確保の方策】

現在協定を締結している岐阜市、関市、美濃市、各務原市と協定を継続して、今後とも必要な提供体制の確保に努めると共に、必要に応じて関係機関と協議していきます。

【病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供量】

単位：人[延べ利用/年]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		256	251	244	238	232
②確保方策	174	256	251	244	238	232
②-①		0	0	0	0	0



## (5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 【現 状】

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、市内全9校区で開設しています。平成25年度に、利用者のニーズもあり対象児童を3年生から4年生までとし、更に、平成26年度より土曜日も全校区を対象に「高富児童館」と「子どもげんきはうす」の2箇所で開催しています。

平成25年度のクラブ利用者数は、165人に対し、定員数は180人と充実しています。しかし、クラブごとにみると長期休業期間の利用者が多く定員数を超えるクラブもあることや、学校からクラブまでの距離が遠く下校時の安全が心配なこと、及び空調設備が整備されていないクラブもあります。また、支援員の人員の確保も課題となっています。

平成26年7月、「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう方向性が示されました。福祉と教育とで連携をとりながら放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を検討する必要があります。

ニーズ調査結果からは、小学生の利用希望状況では、低学年のうちには10.9%、高学年になったら1.5%が「放課後児童クラブ」の利用を希望しています。就学前児童（5歳児）ではそれぞれ24.1%、16.8%の利用希望となっています。

### 【確保の方策】

本市における通常時の供給量は充実していると考えられます。利用者数や利用者ニーズなどを踏まえ、施設・設備の充実や指導員の確保に努めるとともに、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備等に努めていきます。

6年生までの対象年齢の拡充は、基準に基づく施設の整備をし、全クラブ同時に行う予定となっています。

【放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供量】

単位：人[実人数]

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		167	158	152	140	133
小学1～3年生		135	127	123	112	106
小学4～6年生		32	31	29	28	27
②確保方策	165	167	158	152	140	133
②-①		0	0	0	0	0

※実績の高学年数は、4年生のみの利用者数





## 8 その他事業

### (1) 子どもが健康に成長するための支援事業

#### ①安心して出産を迎えるための支援

##### ア. 母子手帳の交付

#### 【現 状】

妊娠届出書（県下統一様式）の提出により、母子手帳の交付をおこないます。届出書の問診内容を確認し、妊娠の状況や不安などにも助言するようにしていますが、支所等での交付もあり、全数を保健師・栄養士などの**専門職による全数対応**はできていません。

#### 【確保の方策】

今後も継続して実施していきます。本庁**のみ**の交付にすることで、全数に対し専門職が対応し、妊婦の不安や疾患などに適切に対応できるよう体制を整えます。

##### イ. 妊婦健康診査

#### 【現 状】

妊娠届のあった妊婦に対し、合計14回（基本健診・超音波検査・子宮がん検診等）の健診補助を行う事業です。県内での出産だけでなく、県外医療機関受診や助産院での出産についても補助を行っています。

#### 【確保の方策】

今後も継続して実施していきます。速やかに確実に利用できるよう健診受診補助についての周知をさらに行っていきます。

【妊婦健康診査の年度別見込量と利用量】

単位：回

	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		2,310	2,282	2,254	2,226	2,198
利用量	1,822	1,964	1,940	1,916	1,892	1,868
利用割合	72.4%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%



## ウ. 妊婦歯科健診・マタニティクラス

### 【現 状】

妊娠中の口腔内を健康に保つためと、出産後の育児に対する情報提供も合わせ、出産までに1回、妊婦歯科健診・歯科保健教育を行う事業です。また、妊婦どうしの交流と木育についてのお話（妊婦のリラックス効果と育児の中での活用のための情報提供）を合わせて行っています。参加者も徐々に増加しています。

### 【確保の方策】

今後も参加者のニーズに合わせ、内容も検討しながら継続して実施していきます。

## ②子どもの健康支援

### ア. 乳幼児健診

### 【現 状】

現在、新生児聴覚検査（費用助成）・3～4か月児健診・10～11か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の4つの健康診査を実施しています。身体計測・歯科健診・内科健診・歯科相談・栄養相談・保健相談はもちろんのこと、3～4か月児健診では木育教室やグループ交流、3歳児健診では小集団での親子ふれあい遊びなどそれぞれの月齢に合わせた内容を取り入れています。受診率はほぼ100%であり、どうしても受診できない時は、訪問などにより確実に保護者・対象児と会い健康状態を確認するようにしています。

### 【確保の方策】

今後も継続して実施していきます。健診内容については、保育者の育児支援や子どもたちの健康状態を確実に確認でき、すこやかに成長できるような支援内容になるよう、さらに検討を重ねていきます。

【乳幼児健診事業（健診合計）の年度別受診率】

単位：％

	実績	目標				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
受診率	98.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0





## イ. 乳幼児教室

### 【現 状】

現在、6～7か月児健康教室とあそびの教室をおこなっています。6～7か月児健康教室は、離乳食を中心とした教室で、初めて「食べる」ということを意識する大切な時期に、保育者と児の関わりも含めて実施しています。参加者も多く、8割以上の参加がみられます。

あそびの教室は、児または保育者に何らかの支援が必要だと思われる未就園児に対して行う教室です。保育士を指導者として月2回、様々な遊びを通して、児の成長を促すとともに、保育者の不安の軽減や養育姿勢などに対して助言を行っています。

### 【確保の方策】

今後も継続して実施していきます。参加者のニーズや必要だと考えられる課題に対して、適切な支援ができるよう、常にスタッフ間で協議を持ちながら、より良い教室内容にしていきます。

## ウ. 要支援児及び保育者への支援

### 【現 状】

妊娠から小学校入学まで、様々な機会に児や保育者と関わりを持つ中で、成長や疾病・発達・社会性の弱さ・養育姿勢（環境）の不十分さ・育児不安など様々な支援が必要な児や保育者が多くなっています。保健師や栄養士が、随時、家庭訪問や保育園・幼稚園訪問、電話相談・メール相談などにより、支援を行っています。

### 【確保の方策】

今後も支援内容などにより、早急かつ的確に体制を整え、継続して実施していきます。地区担当保健師・栄養士が対応することで、安心して相談できる関係づくりをしていきます。また、保育園や幼稚園、ピッコロ療育センターなど関係機関と密に連絡がとれる体制作りを推進していきます。

## エ. 思春期保健

### 【現 状】

現在、10代の出産や低出生体重児の増加、保育環境の問題（離婚、虐待、育児不安、親中心の子育て）などが子育てを取巻く環境において大きな課題としてあげられています。携帯電話やインターネット等が普及する現在、青少年のコミュニティ範囲や行動範囲は拡大してきており、性感染症や性犯罪へと安易に巻き込まれる可能性も高くなっています。心身ともに健全な青少年を育成するため、各学校や施設において性教育を実施しています。



## 【確保の方策】

教育委員会と連携し、継続して思春期教育を実施していきます。

### (2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業の費用対効果等を勘案した上で、必要性について検討していきます。

### (3) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規参入施設等があった場合に、支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。新規参入者の見込み数等を勘案し事業の必要性を総合的に検討します。





## 第5章



### その他関連施策の展開





## 第5章 その他関連施策の展開

### 1 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保

#### (1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度において、国が定める施策の一つです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、教育・保育を一体的に提供する施設として、既存の幼稚園や保育所からの移行が促進されるものです。

今後、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所が提供している教育・保育の質を維持させること、さらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設や保護者の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

また、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等により資質の向上を図るため、保育士会や県等の主催する合同研修会等の情報周知や参加者による勉強会の開催等を推進します。

#### (2) 幼稚園及び保育所と小学校、中学校との連携の推進

子どもの発達、成長の段階に応じて、様々な支援が必要になり、その支援は、妊娠・出産期から切れ目なく続くものです。質の高い支援を行うためには、教育・保育施設等の子ども・子育て支援を行う者同士相互の連携が必要であるとともに、幼稚園及び保育所等と小学校等の連携、また、小学校と中学校との連携についても重要です。

今後も連携・協働による教育を推進していき、連続性・発展性のある教育の実践に視点を置き、幼保小及び小中の連携を図っていきます。

### 2 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的に教育・保育等の提供を行います。

産後休業や育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施するためにも、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。





### 3 要保護児童へのきめ細やかな対応

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止には、教育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するなど、虐待の早期発見、早期対応が重要です。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、早期に児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠となります。

##### ①発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待（障害児を含む）の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。

##### ②社会的養護施策との連携

児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、県の養育家庭制度の普及を図ります。

#### (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育などの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針やこれに即して県が策定する自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策や経済的支援策などの総合的な自立支援を推進します。

#### (3) 障害児施策の充実等

障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見及び治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の実施を推進することが必要です。

妊婦及び乳幼児健康診査等は、疾病や以上の早期発見の機会及び疾病の発生予防を保健指導に結びつける機会として重要です。このため、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視聴覚障害、発達障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、保護者の育児不安の解消に努めていきます。





## 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### (1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

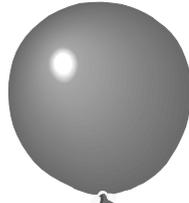
仕事と家庭を両立することができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会の実現として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために、職場の働き方や家庭での役割分担を選択できる環境整備等の働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

### (2) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。





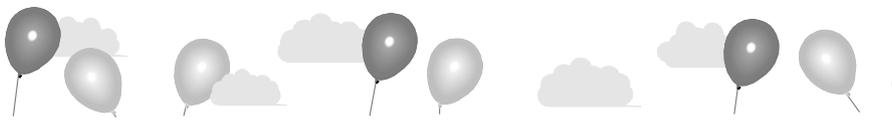


## 第6章



# 計画の推進体制





## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と市全域での取り組み（役割）が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により進められるよう、子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進します。

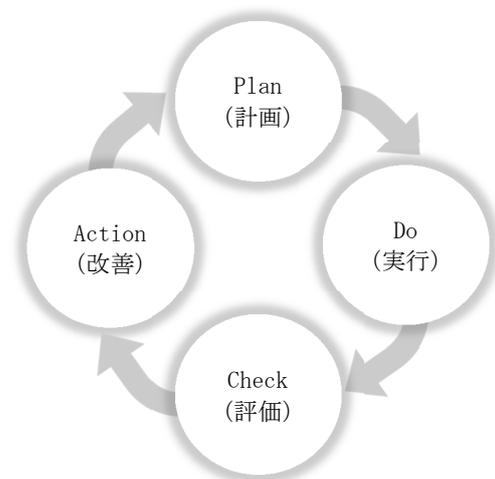
### 2 関連機関や民間企業との連携

計画推進にあたっては、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

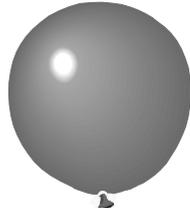
### 3 計画の進行管理及び計画の点検・評価

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。







# 資料編







## 資料編

### 1 山県市次世代育成支援行動計画からの継承施策一覧

具体的施策の事業名	概要等	主管課
特定事業主行動計画	職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即して策定する行動計画を着実に推進し実施する。	総務課分室
交通環境整備	通園・通学路等の事故防止のため、カーブミラー及び看板等の整備を推進する。	企画財政課
保育園児交通安全教室	各保育園において、交通指導員による交通安全教室を実施する。	
小学生交通安全教室	各小学校において、交通指導員による交通安全教室を実施する。	
男女共同参画プラン	市男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の形成に向けて総合的に取り組む。	
防犯灯設置事業	一般公道とみなされる道路で、防犯上危険と認められる箇所へ、自治会からの要望に基づき防犯灯を設置する。	
乳幼児医療費助成	保護者の医療費負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりのために、小学校就学前までの医療費（外来・入院）を無料化とする。	市民環境課
子ども医療費助成	保護者の医療費負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりのために、小学校1年生から中学校3年生までの医療費（外来・入院）を無料化とする。	
高校生医療費助成	高校生等の保護者に医療費（外院・入来）の自己負担相当分を「山県まちづくり振興券」で助成する。	
母子家庭等医療費助成	保護者の医療費負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりのために、18歳に達した日以降の最初の3月31日までにある児童を監護し、また養育している母と当該児童及び父母のいない当該児童の医療費（外来・入院）を助成する。 （※所得制限あり）	





父子家庭医療費助成	保護者の医療費負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりのために、18歳に達した日以降の最初の3月31日までにある児童を監護し、また養育している父と当該児童の医療費（外来・入院）を助成する。（※所得制限あり）	
家庭児童相談	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、子どもと家庭に関するさまざまな問題、子どものしつけ、養育、発達に関すること、学校生活、非行、家庭環境などについて専門の相談員が相談に応じる。（家庭相談員）	
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある満20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的に支給する。（※所得制限あり）	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の障がい児に対して支給する。（※所得制限あり）	
障がい児・者居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。	
児童発達支援	通所により障がい児の日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う。	
障がい児・者短期入所（ショートステイ）	保護者の病気その他の理由により障害者支援施設等に短期間入所し、必要な支援を行う。	
障がい児・者地域生活支援事業	日中一時支援・移動支援等	福祉課
子ども子育て支援広報活動	広報紙により子ども子育て支援等に関わる事業の周知を行い、啓発に努める。	
障がい児保育事業	障がい児の入園受入をし、障がいの程度により加配保育士を配置する。	
出産祝金	次代を担う子の出産を奨励し、第3子以降の子を出産した場合に、お祝い金（1人10万円）を山県まちづくり振興券にて支給する。	
児童手当	中学校終了前の児童を養育している方に手当てを支給することにより、子育て家庭の生活の安定と促進を図る。（※所得制限あり）	
新生児出産祝金	次代を担う子の出産を奨励し、新生児の出産に対しお祝い金（1人10万円）を山県まちづくり振興券にて支給する。	
ひとり親家庭相談	関係機関と連携しながら、子育てや生活・就労など、さまざまな分野の総合窓口として相談に応じる。（母子自立支援員）	





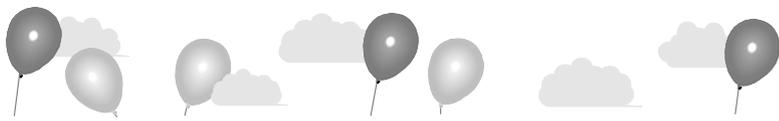
児童扶養手当	父母の離婚や父の死亡などにより、父と生計をともにしていない児童（父親が一定の障がいの状態にある家庭を含む）が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図る。（※所得制限あり）	
母子家庭自立支援給付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な取り組みを支援し、就労による自立の促進を図るため、母子家庭自立支援教育訓練給付金給付金を支給する。	
高等技能訓練促進費等事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家試験取得と経済自立のために2年以上養成機関で修学される場合、一定の期間について訓練促進費を支給する。	
母子寡婦福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭や寡婦の自立の援助と児童の福祉を推進するために、無利子または低利子で資金の貸付を行う。	
三日里親事業	養護施設入所児童が夏休み中の3日間をボランティアの家庭で過ごし家庭の温かい雰囲気の中で生活してもらう。	
(要保護児童対策及びDV対策地域協議会) 児童虐待予防対策	虐待を受けている子ども、その他の要保護児童、要支援児童若しくはその家族、特定妊婦への援助や児童虐待の予防、要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図るために要保護児童対策及びDV対策地域協議会において関係機関との連絡調整を密にする。また、あらゆる事業や施設において、早期発見、早期対応、発生予防体制を強化する。	
異世代交流会	老人クラブの各種の行事や「いこいの広場」の事業を通じて異世代間の交流会を行う。	
子育てネットワーク	子育て中の保護者同士、また地域の支援者及び行政とのよりよい関係作りをめざして、連携の在り方を検討し、イベント等を開催する。また、市内で行われている子育て関係の事業の広報活動を展開する。	
乳幼児教室	子育て中の母親の育児不安やストレスを軽減するため、各地域の公民館で教室を開催する。親子あそびや子育てについて学習する。	福祉課 (子育て支援センター)
託児ボランティア育成 (ミルクーママボランティア)	子育て支援事業や乳幼児健診等における託児を充実するため、託児ボランティアの育成をするとともに資質向上も図る。	
ミルクーkids	0歳児の母親同志の交流を図り、育児について学ぶ教室	





ミルキーママ ボランティア(託児派遣)	母親が子育てに関わる研修や活動を行う時に子どもの託児を引き受け手の組織づくり	
子育て支援センター	育児の悩みや不安などに関する相談・支援及び研修を実施し、安心して子どもを産み健やかに育てることができる環境づくりの事業を推進する。	
地域福祉推進計画	平成25年3月に策定された計画に基づき、次世代育成支援を含む地域ぐるみでの地域福祉推進に取り組む。	福祉課 (社会福祉協議会)
こども相談	主任児童委員が子育てに悩んでいる方の相談に応じる。	
児童館事業	2つの児童厚生施設で未就学児を対象とした幼児行事、1・2歳児を対象に幼児サークルを開催。小学生対象の学童行事を開催。	福祉課(高富児童館・子どもげんきはうす)
ことばの相談室	幼児から小学生までの健常児・障がい児を対象に、言葉の発達上の問題及び精神発達上の問題について、相談・指導・訓練を行う。	福祉課 (ピッコロ療育センター)
青波福祉プラザ事業	乳幼児から高齢者までの交流の場及び生活支援の場を提供し、交流の促進及び健康の維持促進、地域住民の福祉の増進と福祉活動の育成発展を図る。	福祉課(指定管理者NPOどんぐり会)
乳幼児健診 3・4か月児健診 10・11か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	乳幼児の健康状態や成長発達を確認するとともに、親どおしの交流や育児不安等に対して支援する。	健康介護課
妊婦一般健康診査	妊婦1人あたり14枚の受診券を交付し、経済的負担の軽減をはかるとともに、妊娠中の健康管理を支援する。	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	全ての出生児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況・養育状況を把握し、必要に応じて助言する。	
乳幼児訪問・未熟児訪問	未熟児は全て訪問、その他訪問が必要とされる乳幼児を家庭や保育園などを訪問し、健康状態等を確認するとともに、支援方法などについて情報提供等を行う。(健診未受診者、要経過観察者等)	
乳幼児相談 (電話・来所等含む)	乳幼児の発育・発達、育児の相談をうけ、育児不安等の解消をはかる。	
発達支援相談 (すこやか相談)	ことばや発達等について臨床心理士が個別相談を行う。	





発達支援教室 (あそびの教室)	ことばや発達について心配のある未就児に対して、あそびを通じてふれあうことの楽しさやコミュニケーションの広がり育てる。	
6・7か月健康教室	生後6～7か月児を対象に、身体計測、離乳食の進め方(試食を含む。)等の教室を開催する。	
フッ化物洗口・ブラッシング指導	う歯予防のため、市内保育園・幼稚園・小学校・中学校で実施する。子どもや保護者等に口腔内を健康に保つことの大切さを伝えていく。	
性教育、喫煙・薬物乱用防止教育の実施	生きる教育、命を大切にする教育を思春期の子どもたちや保護者等に実施する。	
母子健康手帳交付	健康な赤ちゃんを産み育てるために、母子健康手帳、妊婦健診受診券の発行。	
妊産婦相談・訪問	妊婦の健康状態や希望により相談・訪問を行い、安心安全な妊娠出産を支援する。	
広報で健康情報の掲載	最近の子育て事情等情報提供をする。	
二次および三次予防接種	定期的予防接種が特別な疾患等で接種できない場合、医療体制が充実した医療機関で接種する。	
予防接種	予防接種法に基づき、定期的予防接種を実施	
はみがきけんしん	歯のみがき具合の検査(歯の汚れの検査) 歯科健診、フッ化物塗布、歯科保健指導を実施	
児童虐待予防対策	家庭訪問や乳幼児健診未受診者把握など、様々な場面を通じて、親子関係や児の発達状況を確認する。	
食育推進サポーター活動支援	子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育む基礎となり、また子どもへの食育を通して大人自身もその食生活を見直すことが期待されるところから、食育推進サポーターによる子どもへの食育活動への支援を行う。	健康介護課
保育時間に食育カリキュラムの組み入れ保育園の食育体験活動	保育園食育計画をもとに、年次にあわせた食育活動を園ごとに実施する、さらに体験活動においては、ソーシャルキャピタルを活用して進める。	
健康山県21	市民の健康増進を目的とし、市民と協働で健康づくりを推進する。	
口腔保健推進協議会	口腔保健思想の普及、歯科疾患の予防のため、関係機関と連携を取りながら、総合的かつ効果的な歯科保健事業を推進する。	





学校給食地産地消推進事業	地産地消に基づいた少年期からの食農教育を推進し、児童・生徒が「食」を選択する力を習得する。	産業課
雇用の確保	企業誘致にあわせ、市内での雇用機会の拡大を図る。また関係機関との連携により雇用に関する相談・情報の充実を図る。	
労働環境	各種法制度の普及・定着に取り組むほか、子育てに対する理解や協力の促進を図るとともに、子育てしやすい就業形態の導入に向け、企業に対する啓発・働きかけを行う。	
新エネルギーの推進	新エネルギーを推進することにより、すべての世代に資源の大切さ、新しいエネルギーによる生活環境づくりを提案し、自然環境・新エネルギー等の理解・興味を深める。	
母子世帯向住宅	母子寮入寮者で扶養している児童が18歳以上となったため等の事由により、退所を要求されている者に対して入居を優先的に取り扱い、他の母子家庭（配偶者のいない女子が現に児童を扶養しているもの）を次いで優先的に取り扱う。	建設課
多子世帯向住宅	18歳未満の児童が3人以上いる世帯について入居を優先的に取り扱う。	
幼年消防クラブ事業	火に対する正しいしつけを体得させ、火遊びの防止をすすめる。また集団活動を通じて健全な育成を図る。	予防課
少年消防クラブ事業	火災を予防する方法や火についての問題点を身近な生活の中に見出し、社会科、理科等の学習につなげる。	
乳幼児救急講習事業	乳幼児に対する心肺蘇生法・応急手当講習会	南消防署
小学校救急講習事業	小児・成人に対する心肺蘇生法・応急手当講習会	
中学校救急講習事業	成人に対する心肺蘇生法・応急手当講習会	
火の用心育成事業	防火映画(ビデオ)を上映し、火の怖さを学ぶ。	
職場見学事業	庁舎(消防署)見学を通じて、防火意識の向上を図る。	
体験入隊事業	消防署での職場体験を通じ、規律や団体行動を学ぶ。	

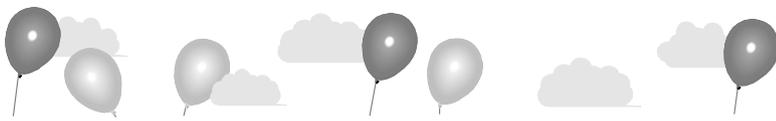


教育相談員による相談	問題を抱え相談が必要な児童生徒の相談活動を実施する。また、教室へ行けない児童生徒への援助もする。	学校教育課
生活相談員による児童生徒への指導援助	不登校の児童生徒または生徒指導上、集団での生活に適應できない児童生徒を適切に指導援助する。	
大規模改造事業	昭和56年以前に建築された施設の内外装整備を順次行う。(富岡小・いわ桜小・高富中体育館)	
スクールニューディール政策 ICT	市内小中学校にて56台のテレビのデジタル化 教育用コンピューターを児童生徒に3.6人に1台 校務用パソコン1人1台 各校1台以上の電子黒板ユニットの導入	
科学作品相談コーナー	夏休みの科学作品づくりに対して、その進め方や作品内容の質問に答えたりアドバイスを行ったりする。	
夏の学習教えてあげるよ	中学生が小学生に夏休み中の学習を教えることを通して、異年齢の絆を深め、互いの学習意欲を喚起する。	
不審者出現時における学校支援ボランティアの活用	年度当初、保護者等から「学校支援ボランティア」の登録を行い、登下校時において不審者が出現した場合、学校支援ボランティアによる巡回を行うことで、児童生徒の安全を確保すると同時に、事故の未然防止に努める。	
人権同和教育における教職員の指導力向上に関する事業	市内小中学校の教職員を対象に研修会等を実施することで、人権教育における指導力向上に努める。	
山県市教育委員会指定研修校・研究指定校事業	市内の12小・中学校の中から毎年2～3校を指定し、山県市の学校教育の方針と重点の具現に資する。	
専門的な知識・技能を有する外部講師の活用	教科・総合的な学習の時間等において、学習内容にかかわる専門的な知識・技能を有する講師を学校外から招聘し、より教育内容(活動)の充実を図る。	
学力向上・基礎学力確保等に係る非常勤講師の配置	学習支援員による、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する指導・援助を行う。	
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒又は、特殊学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。	



家庭教育支援 (保育園・小学校・ 中学校)	各保育園・小学校・中学校において、家庭の教育 力向上のための講座・親子体験活動を実施する。 企画運営：保育園・小中学校の保護者	生涯学習課
総合型地域スポーツ クラブ活動支援	幼年期から高齢者までスポーツの楽しさを伝え、 スポーツによる新しい生活環境づくりを提案す る。	
子ども110番の家	警察署及び小中学校、青少年育成会、子ども会と 連携をとり、子ども110番の家の整備と連絡調 整を図る。	
社会人権教育	子どもを含めた人権問題の解消のために、市民の 人権感覚を豊かにするための研修や大会を実施す る。	
読み聞かせ	読み聞かせ教室（図書館・図書室）、簡単な工作活 動（図書室）を実施する。 拠点：山県市図書館、みやまジョイフル倶楽部図 書室	生涯学習課 山県市図書館
やまがた子ども 文化クラブ	小中学生の放課後及び休日の過ごし方を援助する ため、各種体験活動の実施、市内外の子ども向け 活動の情報提供をする。	やまがた子ども 文化クラブ (生涯学習課)
青少年健全育成	青少年育成市民会議を核として、地域に根ざした 青少年健全育成に関わる活動を展開する。	山県市青少年育 成市民会議 (生涯学習課)





## 2 子ども・子育て会議

### (1) 山県市子ども・子育て会議規則

平成25年7月3日

規則第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、山県市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 山県市子ども事業計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調整審議すること。
- (3) 前2号に掲げる事務及び策定に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 公募の市民

3 市長は前項第7号に規定する市民を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

(任期)





第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第2項第7号に規定する者を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれの委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

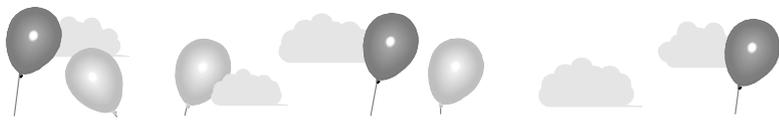
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。





(2) 山県市子ども・子育て会議委員名簿

委員

任期 H26. 2. 6～H28. 2. 5

区分	氏名	備考
学識経験者	林 陽子	中部学院大学 子ども学部長
子ども関係団体に属する者	丹羽 洋子	子育て支援ネットワーク協議会長
	瓜野 秀典	小中学校PTA 代議員
	木村 麻理	NPO法人山県楽しいプロジェクト代表
	柏木 満美子	児童養護施設若松学園代表
	村瀬 文	高富民児協主任児童委員代表
	横山 久仁子	伊自良民児協主任児童委員代表
	若園 舞子	美山民児協主任児童委員代表
教育関係者	北洞 隆久	校長会長(桜尾小学校長)
	河野 隆	はなぞの北幼稚園長
保育関係者	上野 里美	富岡保育園長
子どもの保護者	中島 幸子	保育園保護者代表
	上野 美奈	保育園保護者代表
	江川 有紀	保育園保護者代表
公募	長屋 啓子	公募
関係行政機関職員	渡辺 千俊	学校教育課長
	佐村 光仁	生涯学習課長
	中村 孝	健康介護課長
	高屋 重義	高富児童館長
	安川 博幸	子育て支援センター所長





## 山県市 子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 山県市 福祉課

住 所 〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1

TEL (0581) 22-6837 (代表)